

～第5次和歌山市地域福祉計画～

# わかやま・元気ふくし計画

令和 6(2024)年  
11 月時点

# ○ 目 次 ○

---

I	計画の基本的事項	1
1.	計画策定にあたって	1
2.	策定の背景	2
3.	地域福祉の基本的な考え方	5
4.	計画の位置づけと期間	7
5.	計画の推進方法	8
6.	計画の策定過程	9
II	地域福祉を取り巻く現状と課題	11
1.	本市の人口と世帯状況	11
2.	分野別にみる現状	14
3.	ボランティア・NPO法人の状況	22
4.	市民の声	23
5.	第4次計画の検証	29
6.	課題の整理	33
III	地域福祉推進の基本的な考え方	35
1.	基本理念	35
2.	計画の構成	36
3.	アクション（基本目標）	37
4.	施策体系	38
IV	取り組みの方向	39
	アクション1 地域の参加を促進します。	42
	アクション2 地域の協働を促進します。	53
	アクション3 地域の困りごとを支えます。	69
	資料	83
1.	計画策定の経過	83
2.	和歌山市地域福祉計画推進協議会条例	84
3.	和歌山市地域福祉計画推進協議会委員名簿	85
4.	和歌山市地域福祉計画推進委員会委員名簿	86

# I 計画の基本的事項

## 1. 計画策定にあたって

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化や地域での地域住民の社会的なつながりの希薄化などにより、時代とともに地域や家族を取り巻く環境が変化しています。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が激変する「2040年問題」といった高齢者にまつわる社会問題も顕在化し、高齢化の進展は留まることなく進んでいます。

また、老老介護、認認介護、ひきこもり、虐待、子どもの貧困等、福祉分野における課題は複雑化、多様化してきています。社会の変化から、社会生活において孤独を覚える、または孤立していることにより心身に有害な影響を受けている人も存在し、こうした状況を踏まえ、国では孤独・孤立対策推進法が公布されています。合わせて、生きづらさを抱える罪を犯した人等を地域社会で孤立させないための取り組みも必要となっており、誰もが安心して地域生活を送るため、再犯者の減少に向けた取り組みも必要となっています。

国では、市民一人ひとりがつながり、地域で役割をもつことで住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる社会「地域共生社会」の実現を推進しています。

また、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業」が創設され、行政内部の横のつながりを強化し、包括的な支援体制を構築していくことが重要となっています。

和歌山市（以下「本市」という。）では、平成17(2005)年に第1次、平成22(2010)年に第2次、平成27(2015)年に第3次、令和2(2020)年に第4次の「和歌山市地域福祉計画」を策定し、多くの人々の協力のもとで推進してきましたが、人々の暮らしの変化や社会構造の変化をふまえ、人々がさまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現に向け、市民、団体・事業者、市・関係機関等が協働して推進していくうえで、共有する理念と取り組みの方向性を定めるために、「第5次和歌山市地域福祉計画『わかやま・元気ふくし計画』」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2. 策定の背景

### (1) 社会福祉法等の改正

国では平成 27(2015)年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書以降、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し分野を超えてつながり、地域とともにつくっていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取り組みや法改正が行われています。

平成 29(2017)年の改正社会福祉法では、区市町村による地域福祉計画の策定が努力義務化され、包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加されました。さらに、令和 2 (2020)年の社会福祉法等の一部改正では、区市町村の包括的な支援体制の構築支援（「重層的支援体制整備事業」の創設）を柱に、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設等が定められました。

### (2) 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人一人の生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。



資料：厚生労働省 地域共生社会ポータルサイト

### (3) 重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない相談支援体制を整備するとともに、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う、手上げ方式による新規の任意事業です。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は社会福祉法第106条の4第2項に3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要です。

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"><li>●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li><li>●支援機関のネットワークで対応する</li><li>●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li></ul>
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"><li>●社会とのつながりをつくるための支援を行う</li><li>●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li><li>●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li></ul>
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"><li>●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li><li>●交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li><li>●地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li></ul>
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"><li>●支援が届いていない人に支援を届ける</li><li>●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける</li><li>●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li></ul>
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"><li>●市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li><li>●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li><li>●支援関係機関の役割分担を図る</li></ul>

### (4) 孤独・孤立対策の視点

孤独・孤立の問題について、「望まない孤独」及び「孤立」の状態にある当事者や家族等に対し、本人が望む形で社会参加ができるよう、社会全体で一層の取り組みが必要となっています。国では、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が令和5年6月に公布されました。計画のなかでは、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法による対応が求められること、孤独・孤立を生まない社会をつくる観点等が挙げられています。

## (5) SDG s (持続可能な開発目標) との関連

本市では、平成 27(2015)年 9 月に国連において採択された「SDG s (持続可能な開発目標)」について、全庁一丸となって推進を図っているところであり、自治体による SDG s の達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、令和元(2019)年 7 月に「SDG s 未来都市」に選定されました。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 3. 地域福祉の基本的な考え方

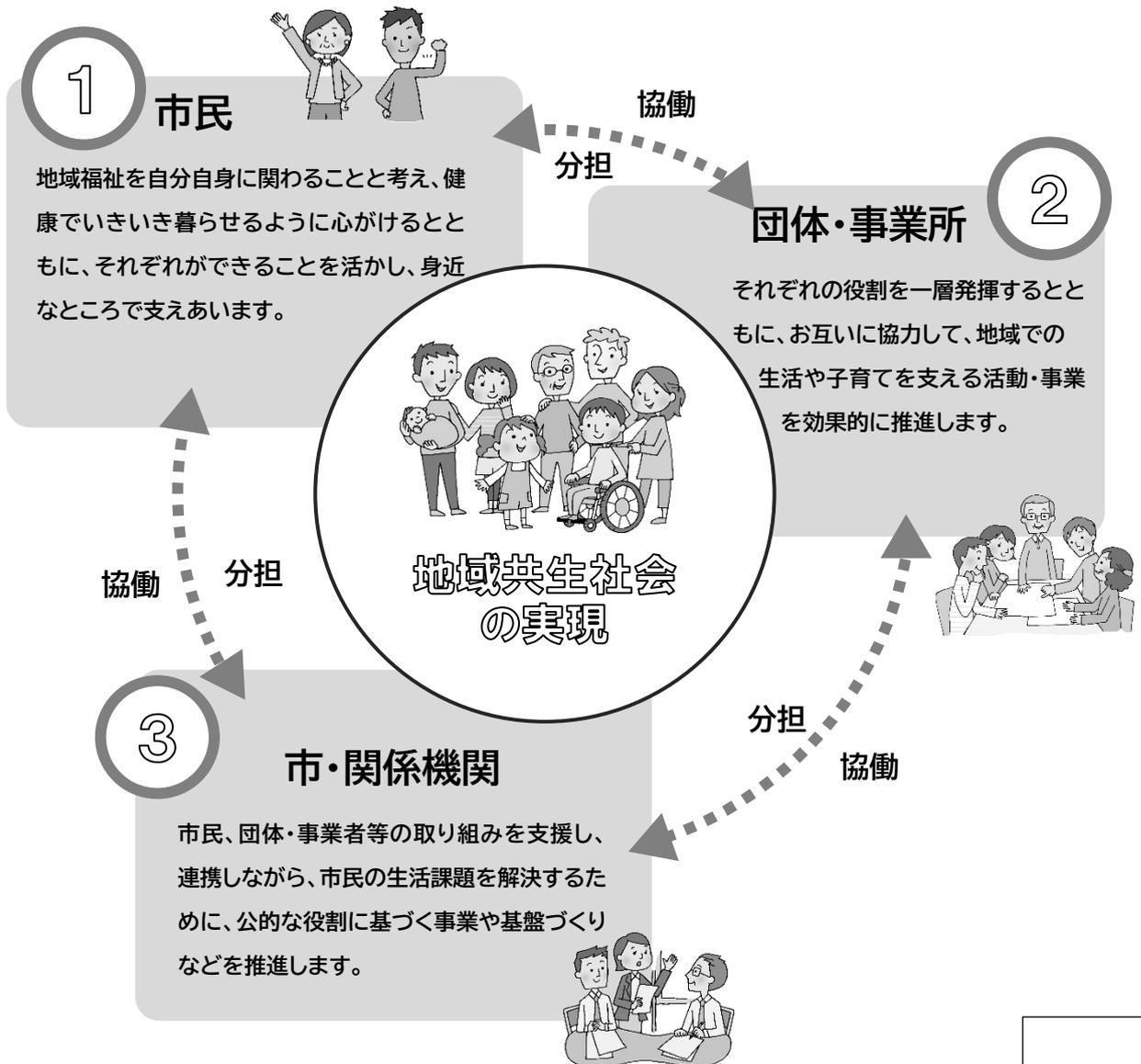
#### (1) 「役割分担」の考え方

市民、団体・事業者等は、「みんなで取り組む方向」に沿って各々が取り組むことを考え、協働しながら、地域の状況に応じた取り組みを推進することで、それぞれの取り組みの成果と課題を「地域福祉計画推進協議会」等に持ち寄り、ともに振り返りながら、次のステップにすすめていきます。

市民、団体・事業者、市・関係機関等が、それぞれの特長を活かして協働することで、「だれもが受け手にも、担い手にもなる」地域福祉の取り組みを効果的にすすめていきます。

そのためにも、次のような「役割分担」を基本とし、一人ひとりが「したいこと・できること」を考えて取り組んでいきます。

#### ◆役割分担のイメージ



## (2) 取り組みをすすめる「エリア」の考え方

地域福祉の観点から地域をとらえた場合、その活動は限られた場において展開されるものではありません。地域に住むすべての人が、それぞれの課題によって、さまざまな圏域で関わってきます。地域のとらえ方については、個人や世帯が抱える課題によっても範囲が異なることから、ひとつの分け方にとらわれず、重層的な圏域を設定することが考えられます。

本計画では、計画における地域を「エリア」として設定しました。地域での生活に密着し、地域に根ざした取り組みをすすめていくよう、単位自治会や地区などの身近な地域を基盤としつつ、複雑な課題への対応などは広がりのある「エリア」で専門的に展開しながら、各「エリア」が重層的に連携し、本市全体の地域福祉を着実に推進していきます。

### ◆「エリア」のイメージ



## 4. 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

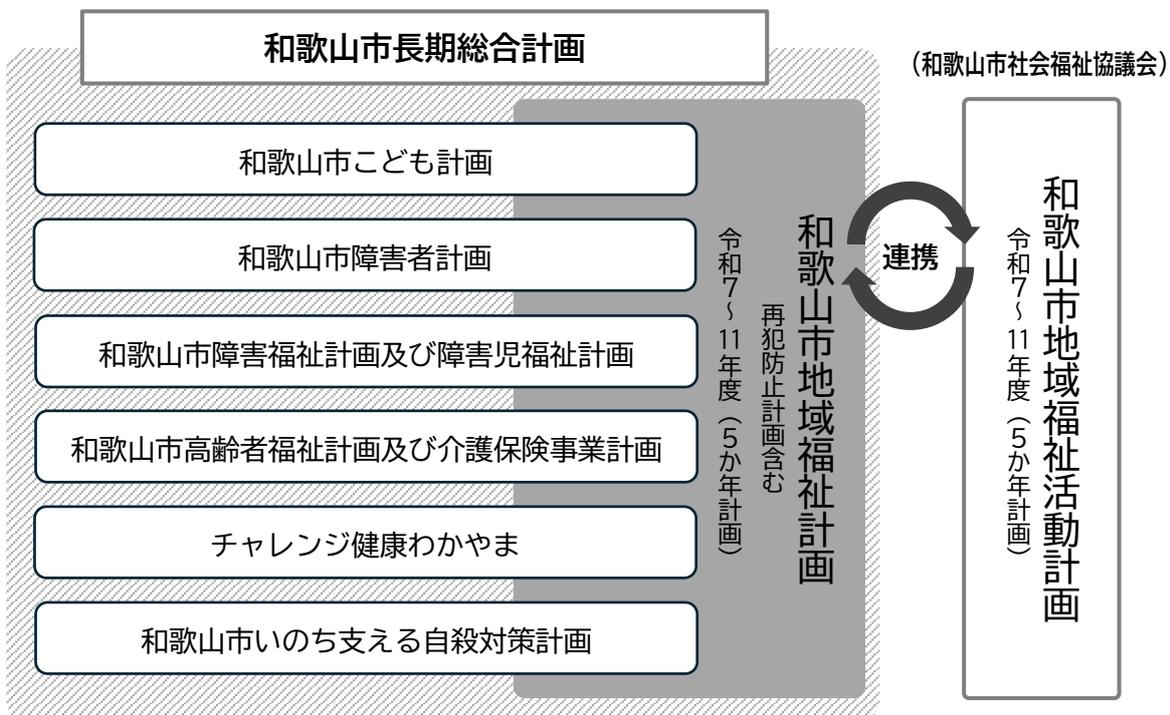
本計画は、本市のまちづくりの基本指針である「和歌山市長期総合計画」を、地域福祉の視点で具現化するものであり、個別分野の施策に関する計画とも整合性を図って策定しました。

あわせて、地域福祉推進機関である和歌山市社会福祉協議会が、市民が主体となって取り組む行動計画として策定する「和歌山市地域福祉活動計画」とも理念や方向性を共有し、市民協働による地域福祉を連携して推進します。

なお、社会福祉法の改正により、地域福祉計画は、「福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。」と定められたことから、本計画は、福祉分野の上位計画として位置づけ、策定します。

#### 法的位置づけ

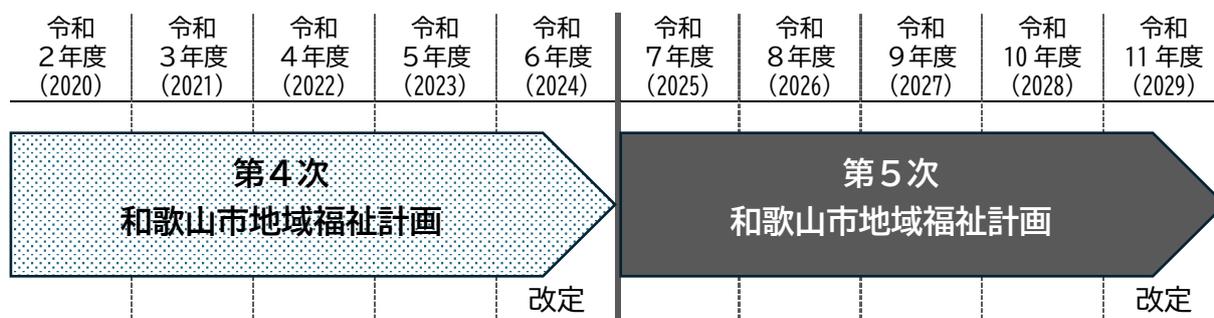
- 社会福祉法第107条に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」



## (2) 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間の計画です。

また、この期間においても、社会状況の変化や国・県における地域福祉施策の動向などをふまえるとともに、年度ごとに「和歌山市地域福祉計画推進協議会」で進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。



## 5. 計画の推進方法

本計画は、年度ごとの振り返りにより実施状況を点検・評価し、そこで認識した新たな課題をふまえて次年度の取り組みをすすめ、達成状況をふまえたステップアップや新たな課題への取り組みを行っていくよう、継続的に推進していきます。



## 6. 計画の策定過程

本計画の策定にあたっては、次のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議をすすめました。

### (1) 和歌山市地域福祉計画推進協議会での協議

本市では、地域福祉の推進について協議する場として、関係する団体・機関の代表や学識経験者等によって構成する「和歌山市地域福祉計画推進協議会」を設置しています。この計画の策定についても、協議会で具体的な方策等について議論し、総合的に検討を重ねました。

### (2) 地域福祉に関するアンケート調査やヒアリングの実施

地域福祉に関するニーズや取り組みの状況、課題などを把握するため、地域福祉団体及び福祉の相談窓口、地域の居場所や福祉の相談窓口の利用者、小学生を対象としたアンケート調査、事業者やNPO法人を対象としたヒアリングを実施しました。また、市政世論調査でも、地域福祉について設問しました。

#### ◆調査実施概要

項目	団体調査	利用者調査	小学生児童調査
調査対象者	和歌山市内の団体	和歌山市内の利用者	和歌山市内代表の 小学校の6年生
調査期間	令和6年4月1日(月) ～6月6日(木)	令和6年4月1日(月) ～5月24日(金)	令和6年4月22日(月) ～5月24日(金)
調査方法	郵送・手渡による配布・ 回収 本人記入方式	郵送配布・郵送回収によ る本人記入方式	WEB回答方式
配布数	1,497件	455件	597件
有効回収数	1,009件	293件	529件
有効回収率	67.4%	62.3%	88.6%

#### ◆ヒアリング実施対象団体分野

障害者施設／認定こども園／こども食堂／老人福祉施設／NPO法人／児童養護施設  
／一般社団法人

### (3) 地域の絆づくり交流会の開催

---

ワークショップ形式で交流会を市内5か所で開催しました。少人数でグループに分かれ、交流を行うことで、地域の課題を共有し、その解決のために必要なことや各々ができることを出しあうことができました。

#### ◆地域の絆づくり交流会実施概要

日 時	会 場	住 所
6月23日(日) 14時～15時30分	中央コミュニティセンター 多目的ホール	三沢町1丁目2番地
6月29日(土) 14時～15時30分	北コミュニティセンター 多目的ホール(2)	直川326番地の7
6月30日(日) 14時～15時30分	東部コミュニティセンター 多目的ホール	寺内665番地
7月6日(土) 14時～15時30分	河西コミュニティセンター 多目的ホール(小)	松江北2丁目20番地7号
7月7日(日) 14時～15時30分	南コミュニティセンター 多目的ホール	紀三井寺856番地

### (4) 「活動事例集」としての概要版の作成

---

この計画を推進していくうえでモデルとなる地域活動の情報を広く周知するために、計画の概要版に先進的な事例を掲載しました。

### (5) パブリックコメントの実施

---

計画に市民の意見を反映させるため、パブリックコメント(意見公募の手続き)を実施しました。

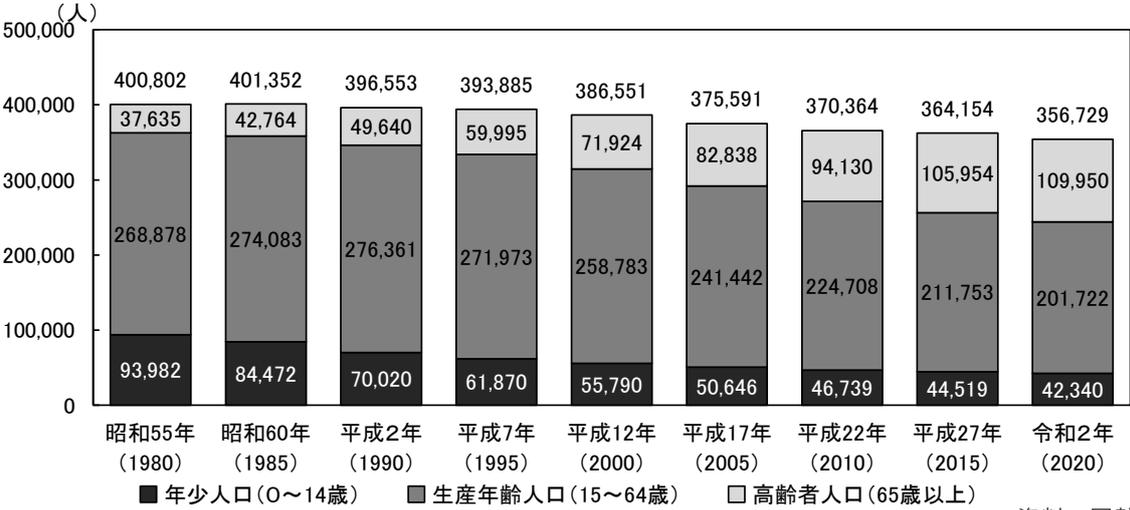
## Ⅱ 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1. 本市の人口と世帯状況

<p><b>人口</b></p> <p>20年で29,822人減少</p> <p><b>356,729人</b></p> <p>令和2(2020)年</p> 	<p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少子高齢化の進行</li> <li>○ 核家族化の進行</li> <li>○ 高齢者がいる世帯の増加</li> </ul>	<p><b>世帯</b></p> <p>20年で14,015世帯増加</p> <p><b>157,666世帯</b></p> <p>令和2(2020)年</p> 
--	---	--

○人口は減少傾向で推移しており、令和2(2020)年には356,729人(0~14歳：42,340人、15~64歳：201,722人、65歳以上：109,950人)となっています。

人口推移

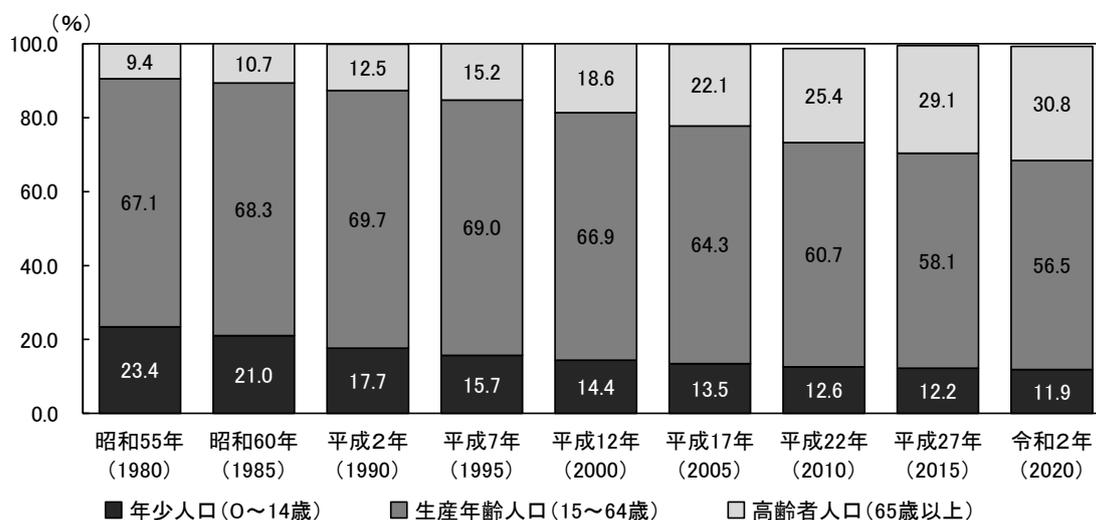


※年齢別の人数に年齢不詳者は含まないため、人口の合計が一致しません。

SPコード

○年齢階層別割合の推移をみると、高齢化率（65歳以上が人口に占める割合）は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年には30.8%と、高齢者の割合が3割以上となっています。

年齢階層別割合の推移

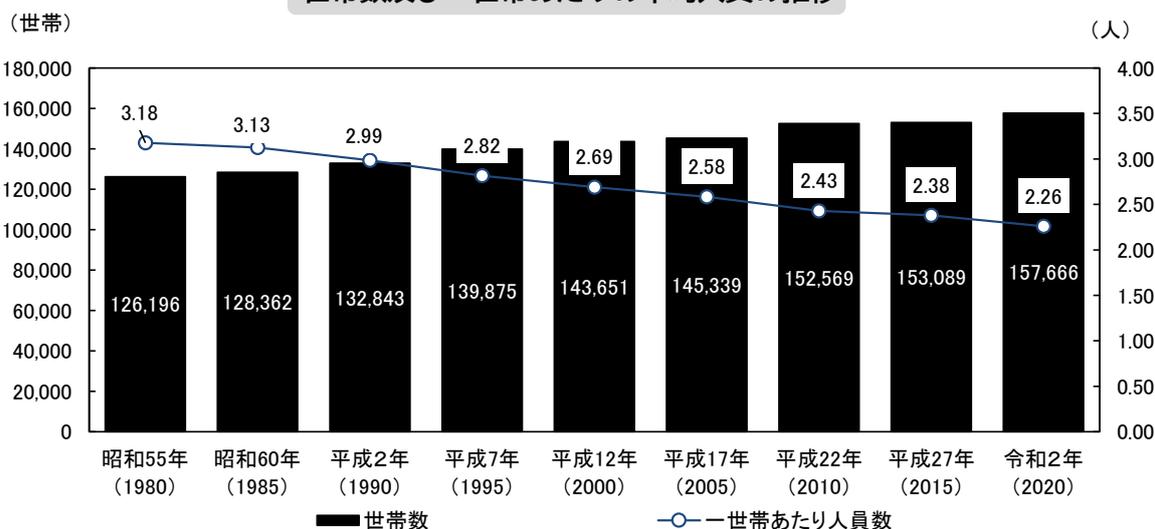


資料：国勢調査

※100%積み上げグラフについては、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります（P18~22のグラフも同様）。

○世帯及び一世帯あたりの平均人員の推移をみると、令和2（2020）年で157,666世帯となっています。一世帯あたりの平均人員は令和2（2020）年で2.26人となっています。

世帯数及び一世帯あたりの平均人員の推移



資料：国勢調査

地区	全人口			全世帯数	65歳以上人口			比率	
	男性	女性	合計		男性	女性	合計		
1	本町	1,564	1,857	3,421	1,956	493	767	1,260	36.8%
2	城北	2,027	2,347	4,374	2,602	629	865	1,494	34.2%
3	広瀬	2,226	2,615	4,841	2,775	657	1,012	1,669	34.5%
4	雄湊	2,633	2,995	5,628	2,902	814	1,112	1,926	34.2%
5	大新	1,510	1,750	3,260	2,016	526	698	1,224	37.5%
6	新南	1,956	2,199	4,155	2,360	527	736	1,263	30.4%
7	吹上	2,585	3,193	5,778	2,926	707	1,109	1,816	31.4%
8	砂山	3,049	3,491	6,540	3,514	862	1,295	2,157	33.0%
9	高松	3,599	4,252	7,851	3,868	1,010	1,551	2,561	32.6%
10	雑賀	7,584	8,710	16,294	8,007	2,021	2,911	4,932	30.3%
11	宮	10,659	12,034	22,693	11,263	2,592	3,830	6,422	28.3%
12	宮北	3,069	3,653	6,722	3,814	798	1,183	1,981	29.5%
13	四箇郷	8,358	9,183	17,541	8,655	2,117	2,760	4,877	27.8%
14	中之島	3,027	3,406	6,433	3,512	797	1,162	1,959	30.5%
15	芦原	841	1,051	1,892	1,225	269	432	701	37.1%
16	雑賀崎	491	557	1,048	607	212	335	547	52.2%
17	和歌浦	3,398	3,976	7,374	3,939	1,164	1,741	2,905	39.4%
18	宮前	7,133	7,831	14,964	7,917	1,889	2,716	4,605	30.8%
19	湊	1,358	1,390	2,748	1,430	394	522	916	33.3%
20	野崎	7,643	8,364	16,007	8,291	2,039	2,912	4,951	30.9%
21	三田	3,318	3,676	6,994	3,215	889	1,167	2,056	29.4%
22	名草	8,315	9,179	17,494	8,724	2,273	3,058	5,331	30.5%
23	松江	4,306	4,668	8,974	4,427	1,268	1,703	2,971	33.1%
24	木本	8,076	8,661	16,737	8,064	2,616	3,363	5,979	35.7%
25	貴志	10,895	11,375	22,270	9,663	1,893	2,515	4,408	19.8%
26	楠見	8,805	9,876	18,681	9,344	2,679	3,542	6,221	33.3%
27	西和佐	3,048	3,184	6,232	2,857	720	993	1,713	27.5%
28	岡崎	4,680	5,185	9,865	4,410	1,114	1,538	2,652	26.9%
29	西脇	6,117	6,715	12,832	6,234	1,762	2,383	4,145	32.3%
30	安原	4,519	4,826	9,345	4,023	1,086	1,468	2,554	27.3%
31	和佐	2,705	3,030	5,735	2,729	715	980	1,695	29.6%
32	東山東	1,269	1,421	2,690	1,190	410	571	981	36.5%
33	西山東	2,189	2,419	4,608	2,259	764	1,030	1,794	38.9%
34	有功	7,332	7,921	15,253	7,794	2,333	2,995	5,328	34.9%
35	直川	1,891	2,065	3,956	1,846	508	665	1,173	29.7%
36	川永	2,712	3,094	5,806	2,707	775	1,083	1,858	32.0%
37	小倉	3,800	4,130	7,930	3,720	1,108	1,468	2,576	32.5%
38	加太	1,108	1,325	2,433	1,333	499	727	1,226	50.4%
39	紀伊	4,737	5,336	10,073	4,806	1,456	1,943	3,399	33.7%
40	山口	1,376	1,611	2,987	1,325	351	514	865	29.0%
41	今福	1,653	1,949	3,602	1,989	475	752	1,227	34.1%
42	田野	184	223	407	258	85	154	239	58.7%
合計		167,745	186,723	354,468	176,496	46,296	64,261	110,557	31.2%

## 2. 分野別にみる現状

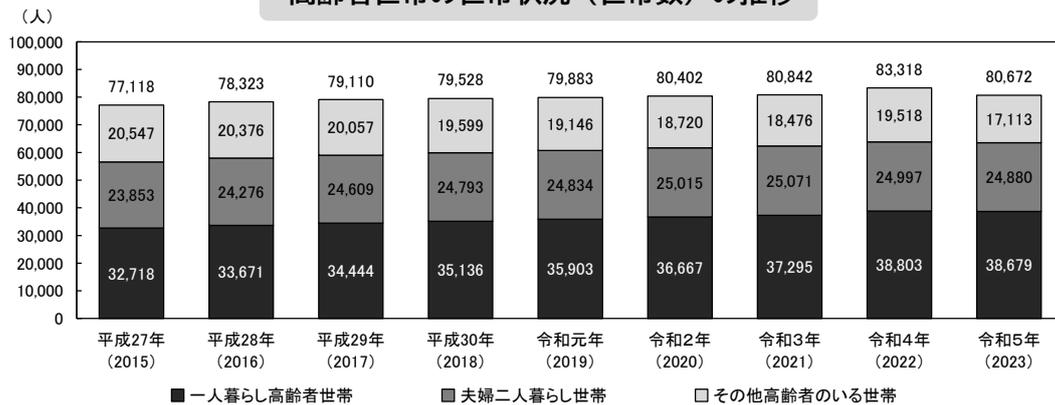
### (1) 高齢者の現状



団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していく必要があります。

○高齢者世帯の世帯状況の推移をみると、令和5(2023)年で80,672世帯となっています。なかでも一人暮らし高齢者世帯は、令和5(2023)年で38,679世帯と年々増加傾向にあります。

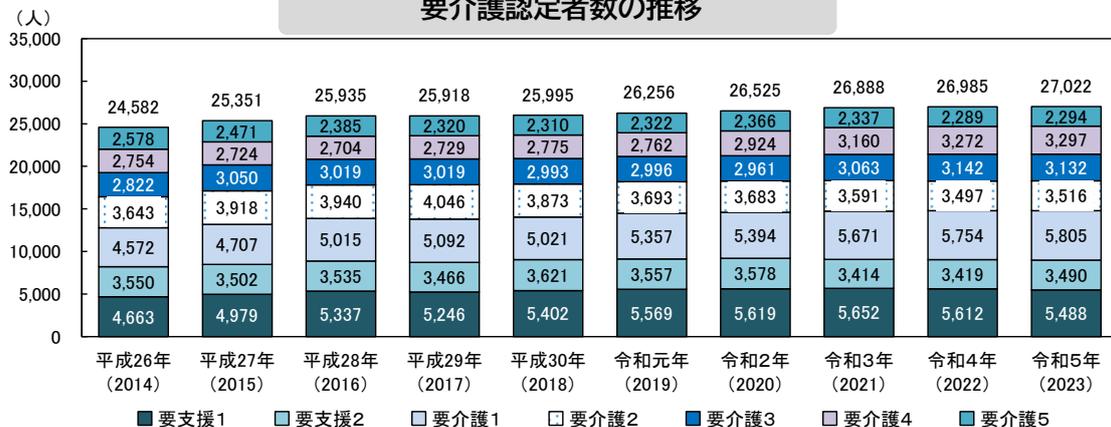
高齢者世帯の世帯状況(世帯数)の推移



資料：国勢調査

○要介護認定者数の推移をみると、令和5(2023)年で27,022人となっています。なかでも要介護1、要支援1の割合が高くなっており、経年変化では、要介護4で増加傾向にあります。

要介護認定者数の推移



資料：介護保険課(各年9月末時点)

## (2) 障害のある人の現状

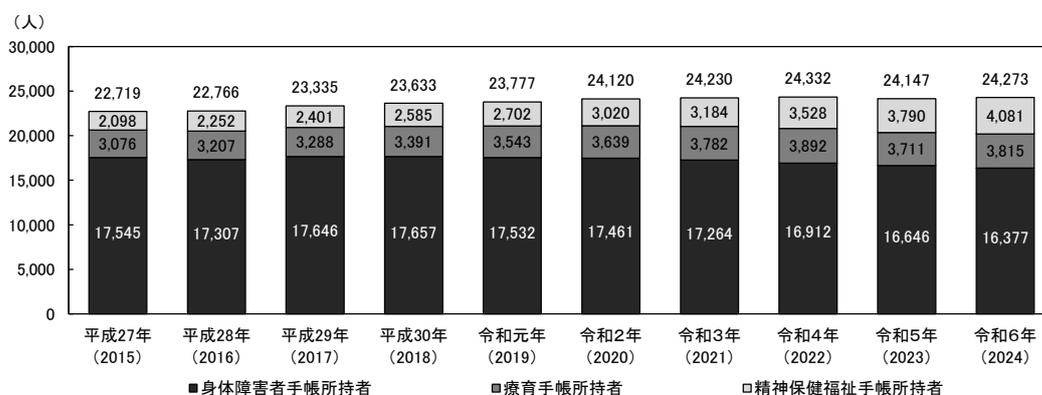


「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」及び「児童福祉法」の一部改正により、障害福祉計画及び障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。高齢の障がいのある人が介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築し充実を図ります。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(改正障害者差別解消法)」が施行され「合理的配慮」の提供が義務付けられています。

○障害者手帳所持者の推移をみると、令和6(2024)年で24,273人と微増傾向にあります。障害種別に見ると、身体障害者手帳所持者で16,377人、療育手帳所持者で3,815人、精神保健福祉手帳所持者で4,081人となっています。

○なかでも、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者で年々増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の推移

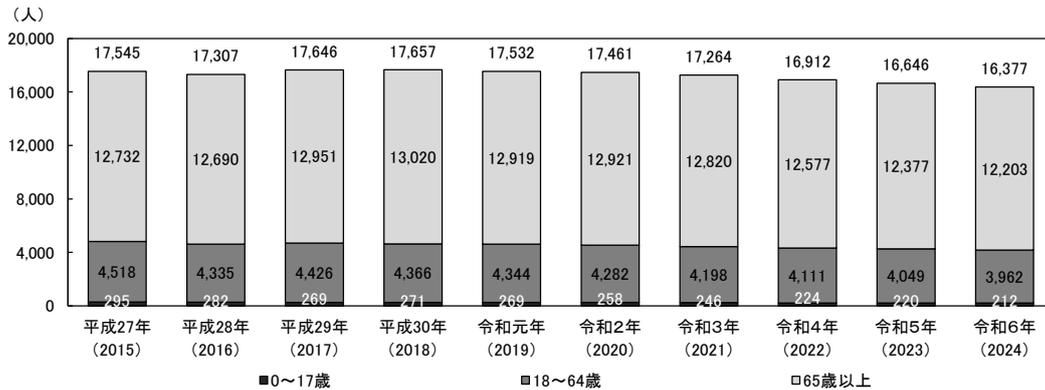


資料：障害者支援課（各年3月末時点）

○身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和6(2024)年で16,377人と減少傾向にあります。

○年齢内訳をみると、0～17歳で212人、18～64歳で3,962人、65歳以上で12,203人と65歳以上が多く占めていることがわかります。

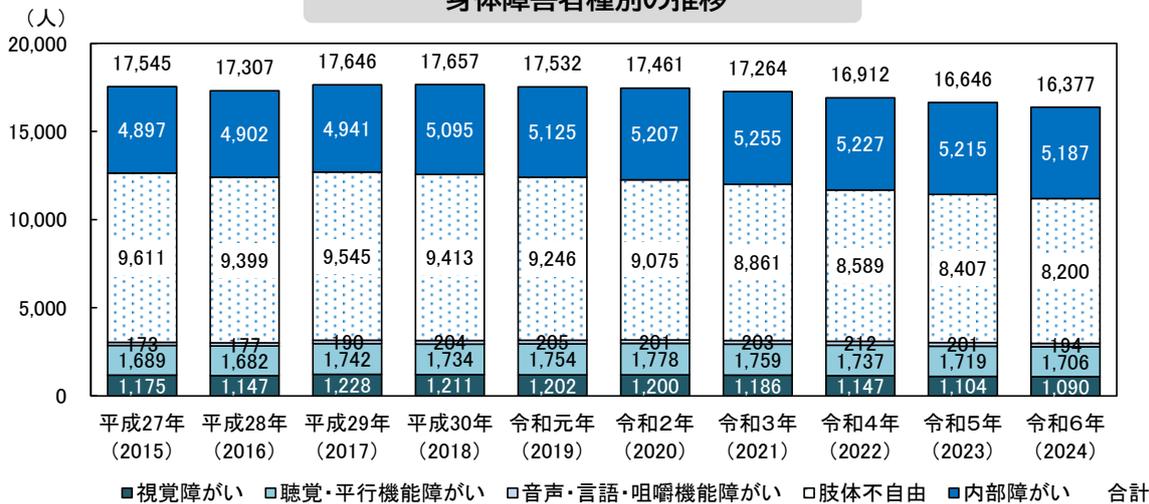
身体障害者手帳所持者数の推移



資料：障害者支援課（各年3月末時点）

○身体障害者種別の推移をみると、肢体不自由、内部障害が多く、肢体不自由で8,200人、内部障害で5,187人となっています。

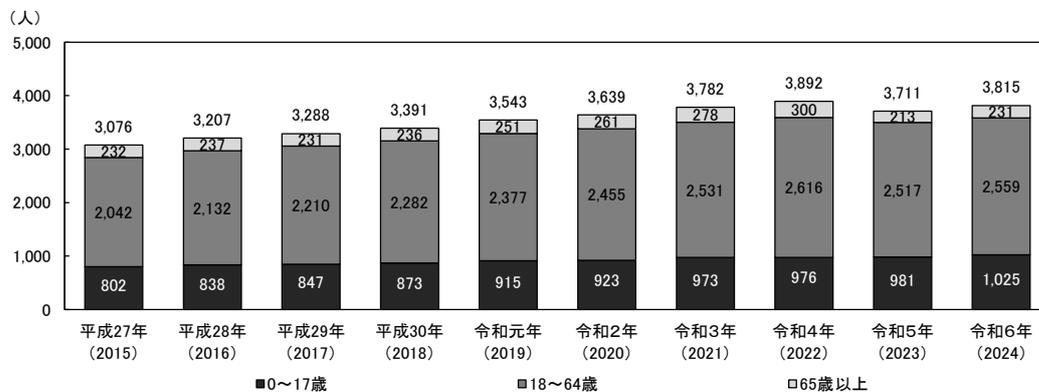
身体障害者種別の推移



資料：障害者支援課（各年3月末時点）

○療育手帳所持者数の推移をみると、令和5(2023)年で減少したものの、令和6(2024)年で3,815人と増加傾向にあります。

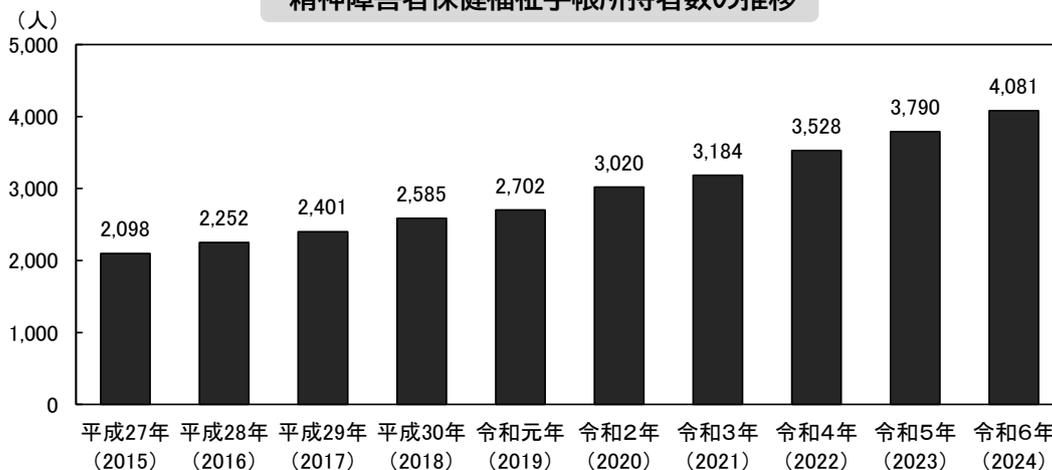
### 療育手帳所持者数の推移



資料：障害者支援課（各年3月末時点）

○精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、令和6(2024)年で4,081人と年々増加傾向にあります。

### 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障害者支援課（各年3月末時点）

### (3) 子どもの現状

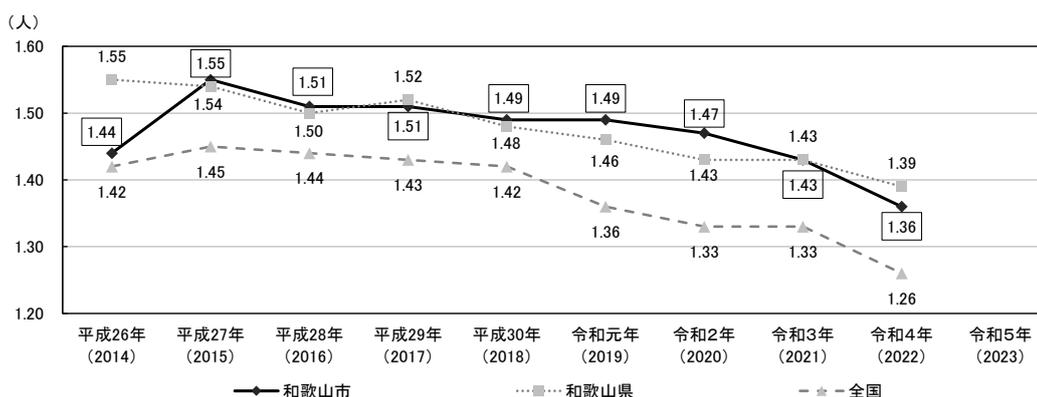


「第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築や、経済的支援の充実、保育環境の整備などを推進してきました。

近年では、家庭の経済状況や養育環境によらず、全ての子どもが将来にわたって夢や希望を持つことができる社会の構築をめざした「子どもの貧困対策」が講じられるほか、家族の介護その他日常生活状の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者「ヤングケアラー」の問題に対し、対策が求められています。

○合計特殊出生率の推移をみると、令和4(2022)年で1.36と、和歌山県の1.39より低く、全国1.26よりは高くなっています。

合計特殊出生率の推移

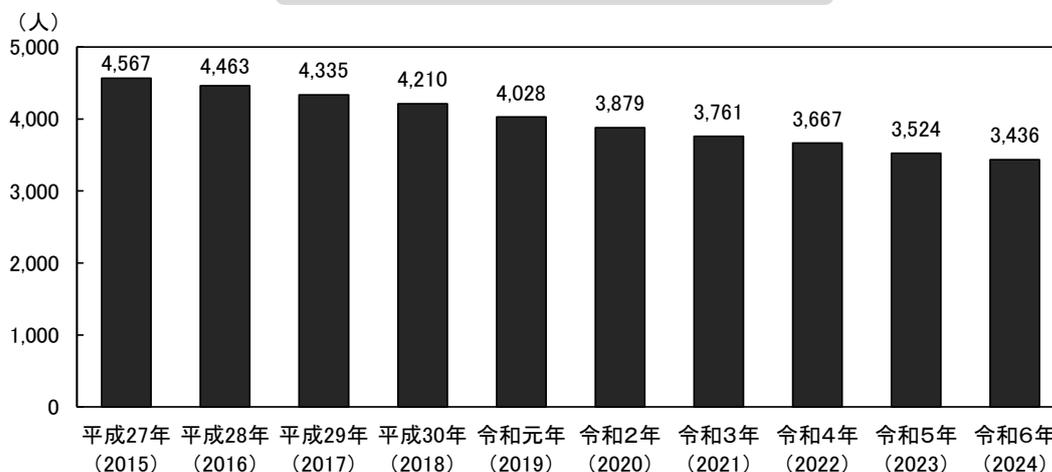


資料：総務企画課

※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

○児童扶養手当受給者数の推移をみると、令和6(2024)年で3,436人と年々減少傾向となっています。

児童扶養手当受給者数の推移

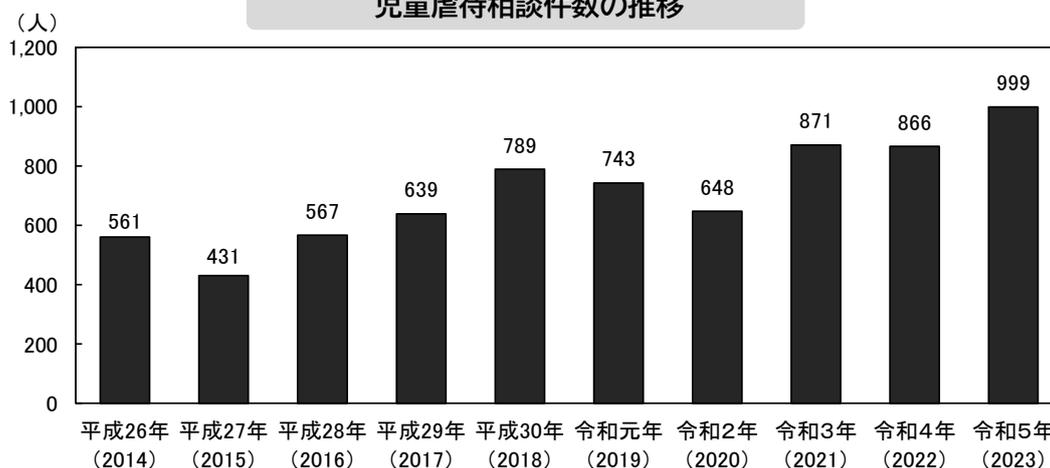


資料：こども家庭課 (各年2月分)

※児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡などで、父または母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子供の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

○児童虐待相談件数の推移をみると、増減はあるものの、令和5(2023)年で999人と年々増加傾向となっています。

児童虐待相談件数の推移



資料：こども家庭センター

※令和6年4月、こども家庭センターは、「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「こども家庭総合支援拠点(児童福祉)」の両機関の専門性を活かし、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもの悩みや困りごとに対し、継続的かつ一体的に相談を実施するとともに、必要な地域資源やサービスにつなげることで、より安心安全な生活を送れるように支援することを目的に設置されました。

## (4) 生活に課題のある人の現状

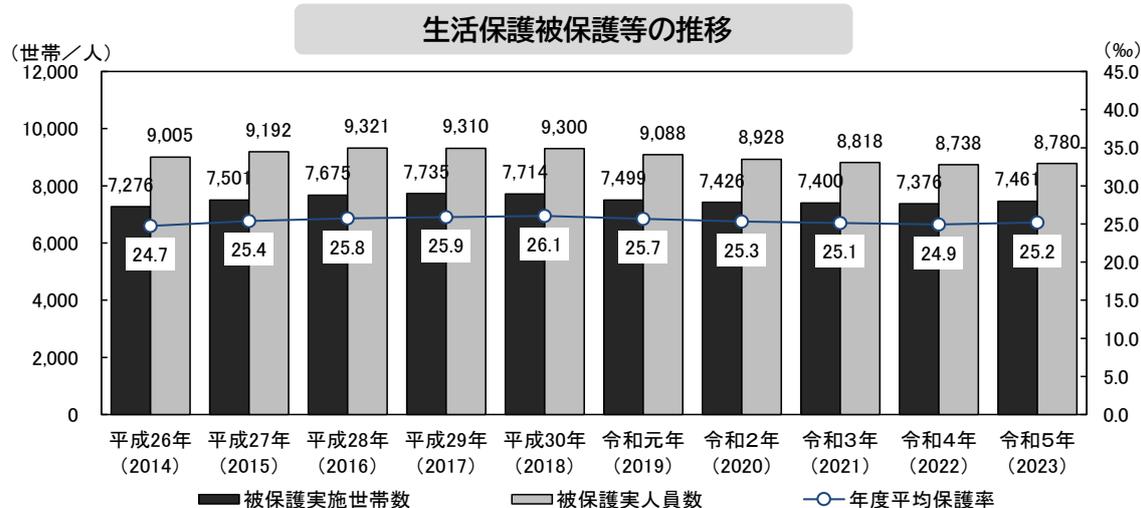


生活困窮者自立支援法の施行から、生活困窮者に寄り添った包括的支援が様々な分野の関係機関とのつながりのなかで実施されてきました。

「改正生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や居住支援の強化」などが盛り込まれました。合わせて、ひきこもりの状態にある人やその家族に対する相談支援への対応、ひきこもり地域支援センターの連携を強化する方針が示されました。

○生活保護被保護等の推移をみると、令和5(2023)年で、被保護実施は7,461世帯、8,780人となっています。

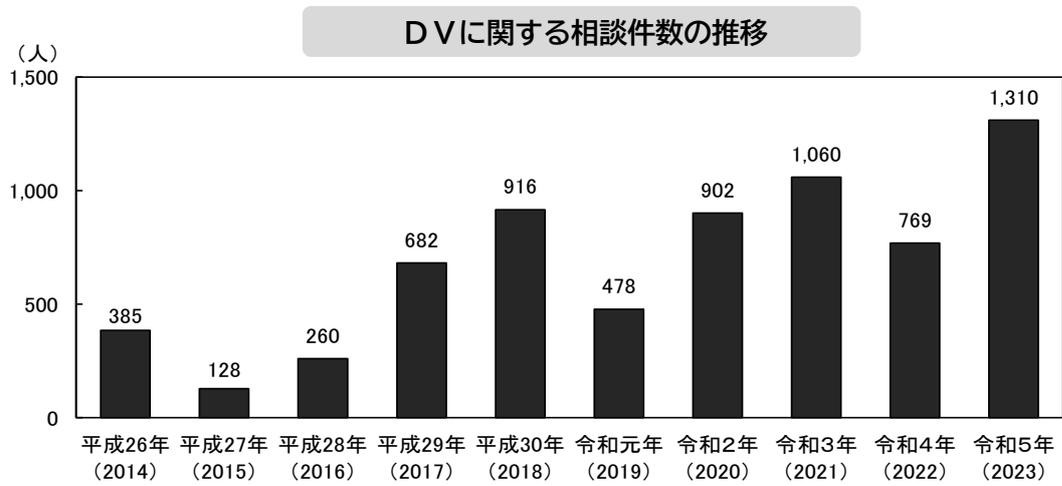
○年度平均保護率は、令和5(2023)年で25.2と増減を繰り返しながら、横ばいに推移しています。



資料：生活支援第1・第2課

※年度平均保護率とは、人口千人あたりに占める被保護者人員の割合のことです。

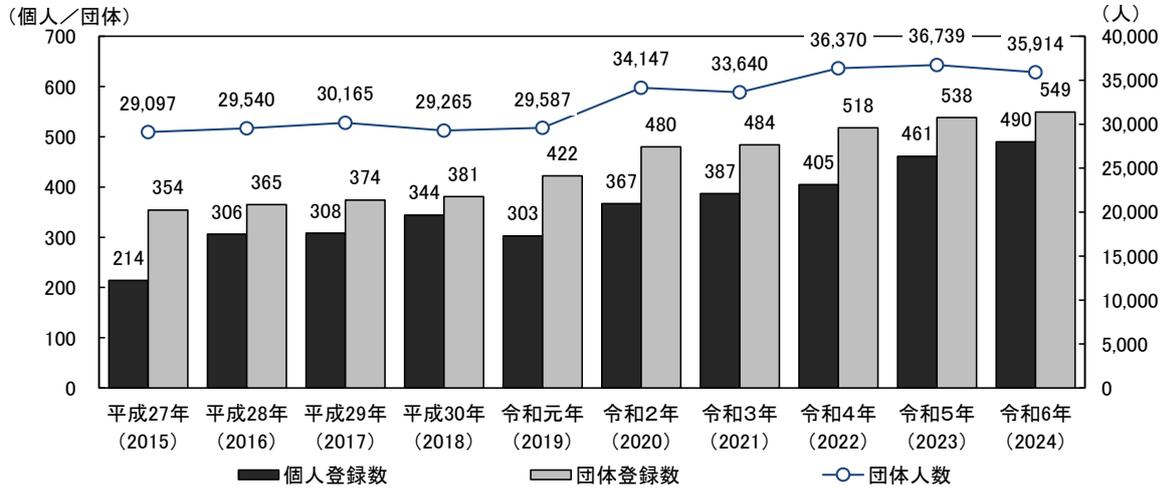
○DVに関する相談件数の推移をみると、令和4(2022)年で減少したものの、令和5(2023)年で1,310人と平成26(2014)年からの10年間で最も高くなっています。



資料：男女共生推進課、市民自治振興課、人権同和施策課、こども家庭センター、保健対策課、高齢者・地域福祉課

### 3. ボランティア・NPO法人の状況

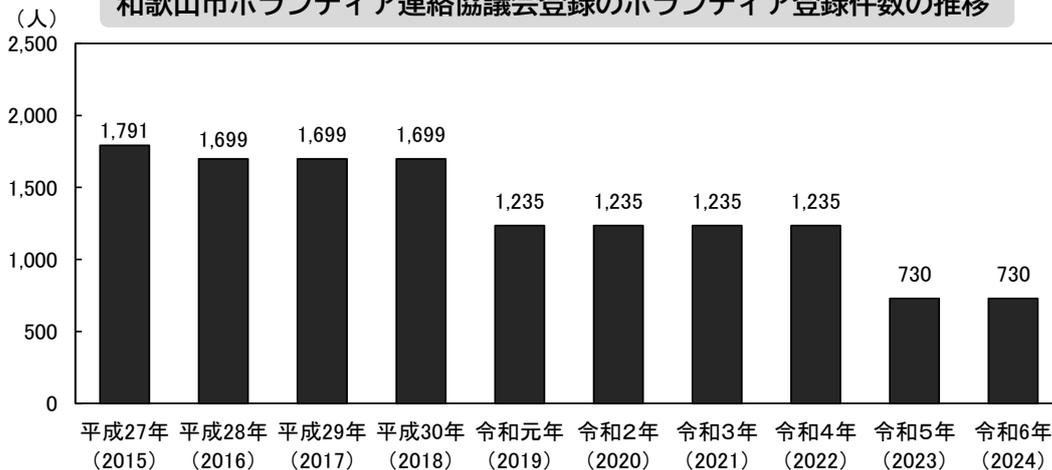
市民公益活動登録件数の推移



資料：市民自治振興課(各年3月末時点)

※和歌山市市民公益活動登録制度とは、和歌山市内で市民公益活動（市民が自主的に行う社会貢献活動）に携わっている地域・NPO（ボランティア）・学生等といった団体・個人の皆様の情報を一元化することにより、効果的な情報交換体制の構築、各主体のネットワーク化の実現をめざしており、市民公益活動に携わり易い環境の整備につながることを目的としています。

和歌山市ボランティア連絡協議会登録のボランティア登録件数の推移



資料：和歌山市社会福祉協議会(各年4月1日時点)

## 4. 市民の声

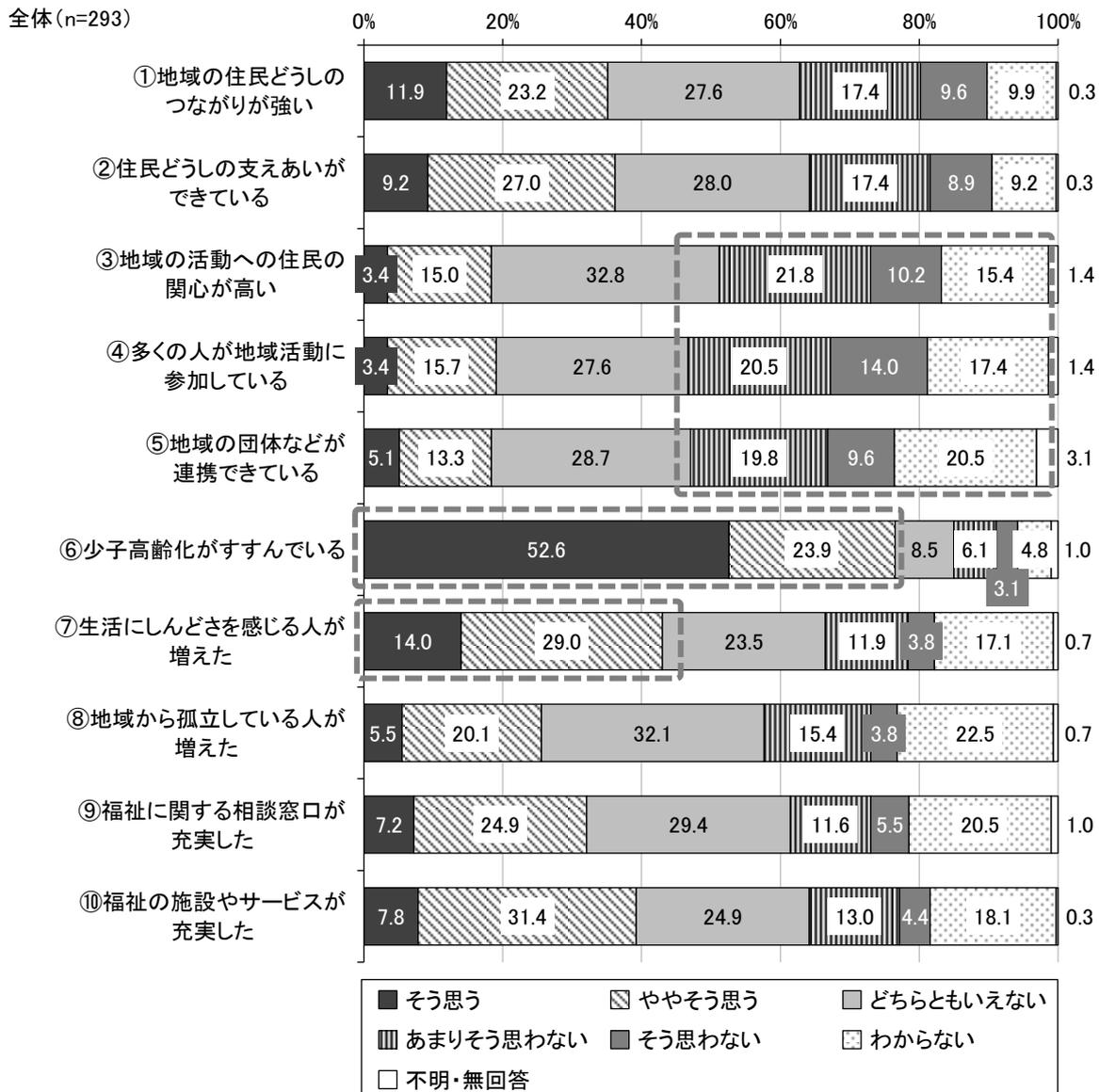
### (1) 地域福祉計画に関するアンケート調査結果の傾向

#### 住んでいるエリアで感じていること

- 住んでいる地域で感じていることに関しては、少子高齢化が進んでいることや生活にしんどさを感じる人が増えたと感じている市民が多くなっています。
- 地域活動に関する関心、参加、連携については、できていないと感じている人が多く、地域活動についての課題があることがわかります。



#### ◆利用者アンケート調査結果より



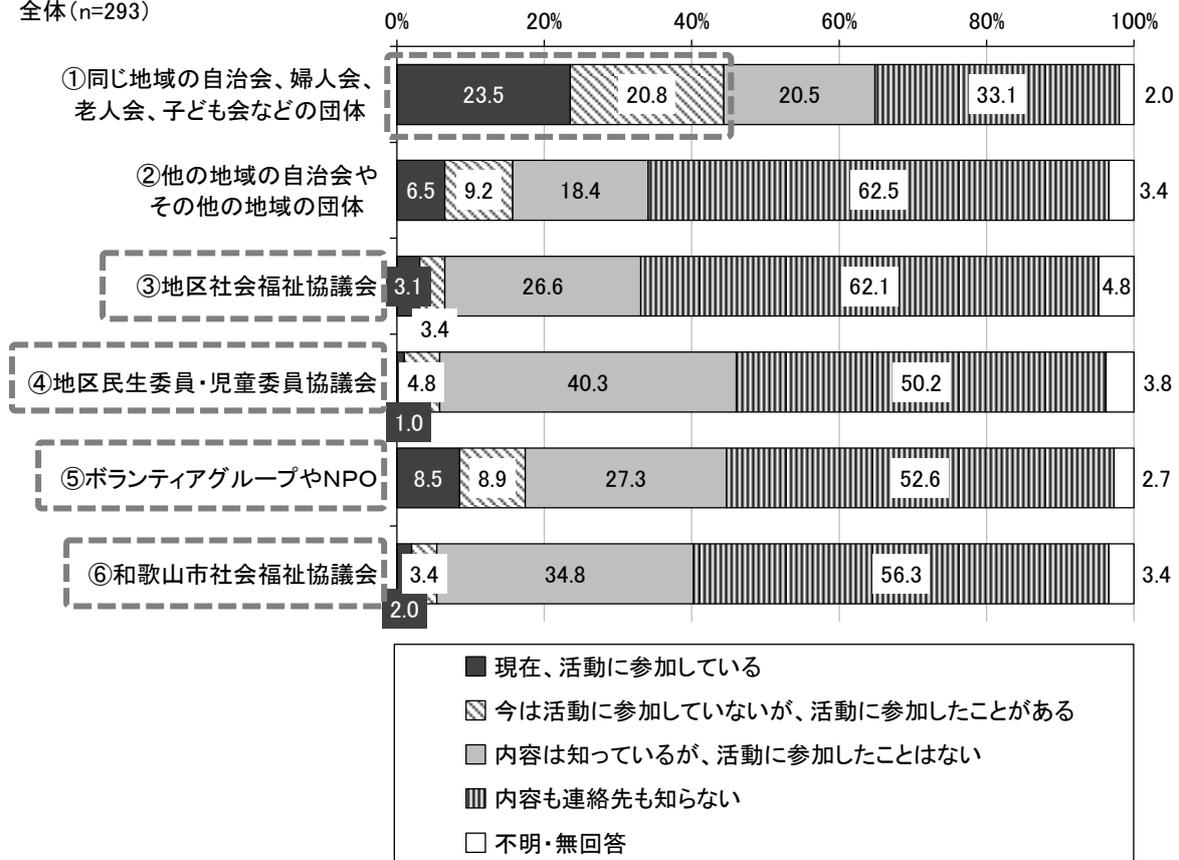
## どのような団体の活動に参加しているか

- 地域で参加している団体の活動については、自治会、婦人会、老人会、子ども会などの団体が多くなっています。
- 地域に密着している地区社会福祉協議会、社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、ボランティアやNPOについては、内容も連絡先も知らない人が多くっており、活動内容の周知啓発が求められています。



### ◆利用者アンケート調査結果より

全体 (n=293)



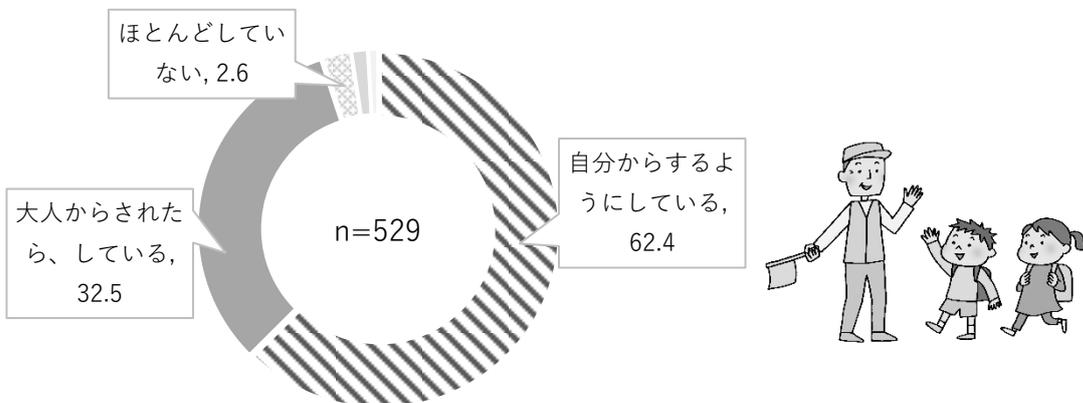
## (2) 小学生児童アンケート調査結果の傾向

### 地域での挨拶や認識について

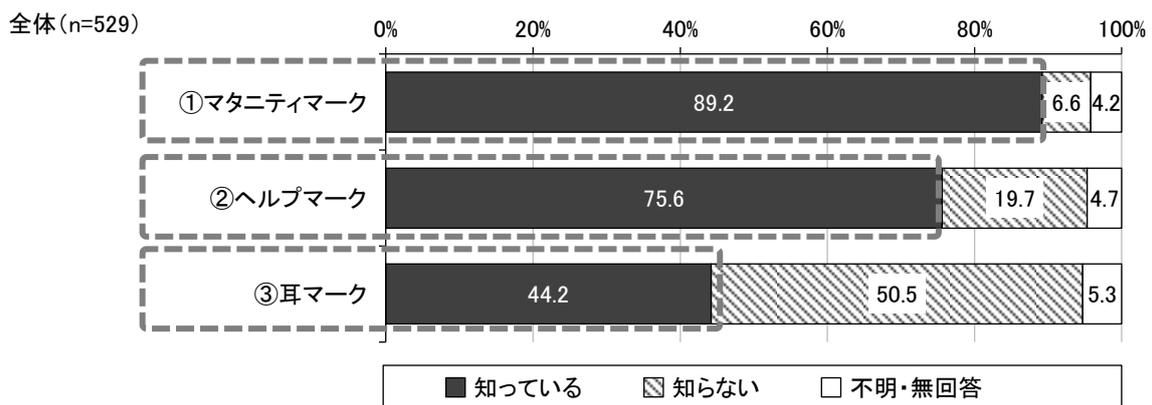
- 小学生児童が、近所の大人の人に出会った際に挨拶をしているかどうかについては、「自分からするようにしている」が最も高くなっており、挨拶をする意識が高いことがわかります。
- 一方で、約3割の児童は、「大人からされたら、している」となっています。
- マタニティマークなど公的なマークの認知度については、耳マーク以外で7割以上の児童が「知っている」となっています。



#### ◆小学生児童アンケート調査結果より(近所の大人の人と出会ったら挨拶をするか)



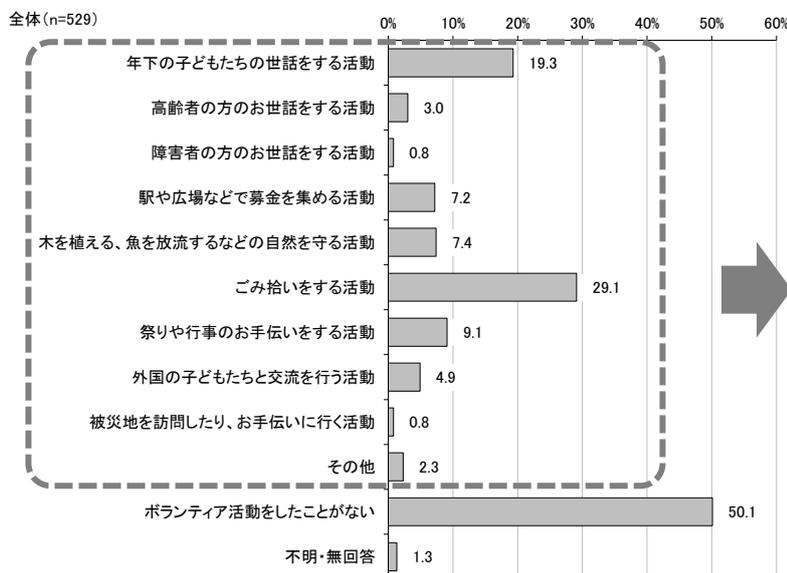
#### ◆小学生児童アンケート調査結果より(認知度)



## ボランティア活動について

- 小学生児童が経験のあるボランティア活動については、「ボランティア活動をしたことがない」が半数となっている一方、経験のある活動は「ごみ拾いをする活動」が約3割となっています。
- ボランティアをした際の気持ちでは、「人や社会のためになっている感じがして気持ちよかった」や「日ごろできないいろいろな経験ができて楽しかった」など、ボランティア活動によって社会貢献の意識が高まっていることがわかります。
- 一方で、ボランティア活動をしてみたいと思わないと答えた児童の理由としては、「関心がない」「きっかけがない」が多く、関心を高め、きっかけをつくる取り組みが求められています。

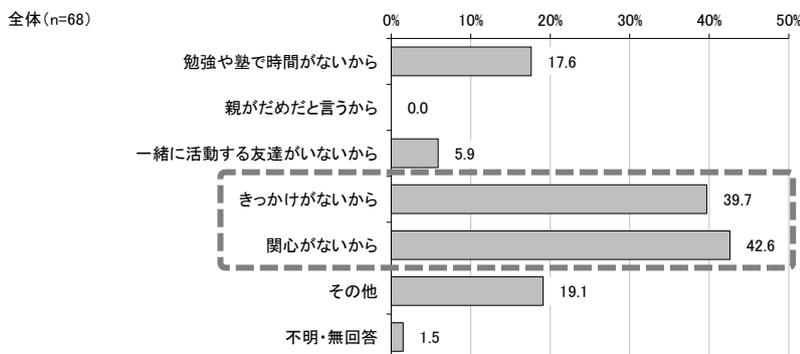
### ◆小学生児童アンケート調査結果より(経験のあるボランティア活動)



### ◆ボランティアをした際の気持ち

- 1位) 「人や社会のためになっている感じがして気持ちよかった」  
49.4%
- 2位) 「日ごろできないいろいろな経験ができて楽しかった」  
41.2%
- 3位) 「みんなと協力して一つのことをやりとげることができてうれしかった」  
30.7%

### ◆小学生児童アンケート調査結果より(ボランティア活動してみたいと思わない理由)



### (3) 地域の絆づくり交流会

地域の絆づくり交流会の実施にあたっては、近年変化している「地域のつながり」について、市民が感じている「地域のつながり」とはなにか、「地域のつながり」をつくるためになにが必要かをテーマに自由に話しあい、課題の共有と今後に向けたアイデアを出しあいました。

#### 「地域のつながり」について

- 地域で感じる『つながり』は、「挨拶」、「見守り」、「地域行事」が多くなっていました。挨拶をすることで地域とのつながりがはじまるといった意見が多くなってきていることに合わせ、地域行事では、自治会や老人会などを通じた行事ごとによりつながっているといった意見が多くなっていました。
- 地域で活動されている民生委員・児童委員など、地域の人と直接関わりのある人との連携をあげる意見もありました。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限があったことから、通年で行われていた地域の行事が中止するなど、失ったつながりがあるのご意見もありました。
- 地域の中心となる自治会の衰退から、地域で顔もしらない人が多くなってきていることや行事を行う人が不足しているなどの意見もあり、つながりを維持するため取り組みが求められています。地域行事については、無関心層へのアプローチも課題となっています。

#### ◆地域のつながりについてのキーワード



## 今後のアイデア

- 地域のつながりをつくるために、挨拶をすることの重要性をあげる人が多くなっています。共働き世帯が多くなっていることから地域で顔見知りになる機会も少なくなっているなかで、まずはきっかけをつくる必要があるとの意見がありました。
- 気軽に集まれる場所を求める人も多くなっており、増えている空家を拠点にするアイデアもなかにはありました。
- 「できる人ができることをやる」といった気軽に取り組めることを発信していくことで、きっかけをつくり、地域のつながりをつくっていくといった考え方が必要となっています。

### 〈求められる施策〉

- 地域の拠点づくり
- 地域資源の活用
- 関係機関との連携
- 地域行事への「参加」から「参画」へ
- 地域資源、取り組みの情報発信



### ◆地域のつながりについての意見 ※抜粋

気軽に話せればいいのに

世代間で交流したい

まつりは大事な行事

自治会の衰退を感じる

災害時に行動できるか

独居の方が心配

子どもが減ってきた

健康体操を見守りにいかす

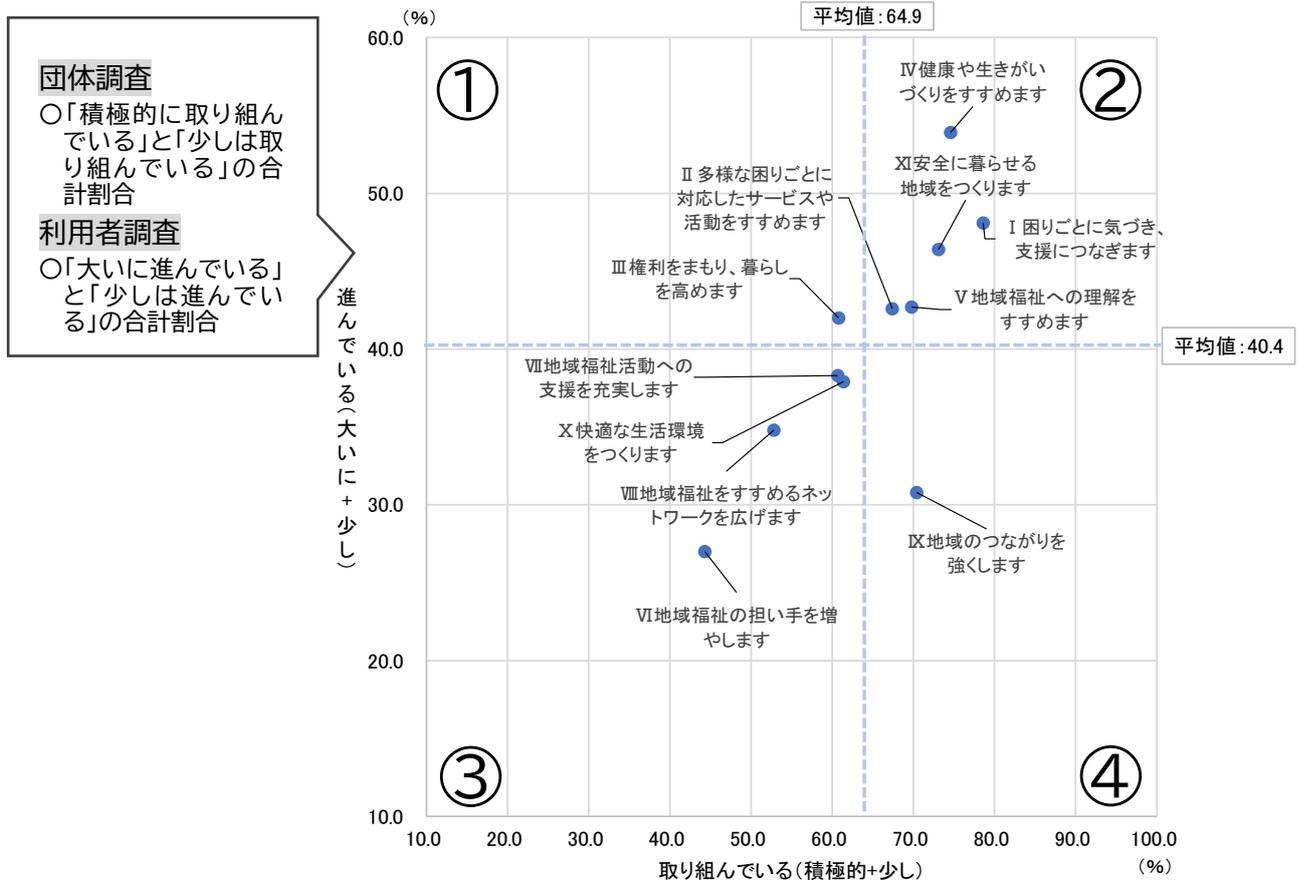
交流会をもっと開催してほしい



## 5. 第4次計画の検証

### (1) 11の取り組み柱の検証

計画策定にあたり、市内の福祉関連団体に所属している人と相談窓口等の利用者に対するアンケート調査を実施しています。第4次計画の11の取り組み柱に対して、団体には、取り組んでいるかどうかの実施状況、利用者には進んでいるかどうかの実感状況を聞いています。取り組み状況と実感の分布図は下記の通りです。

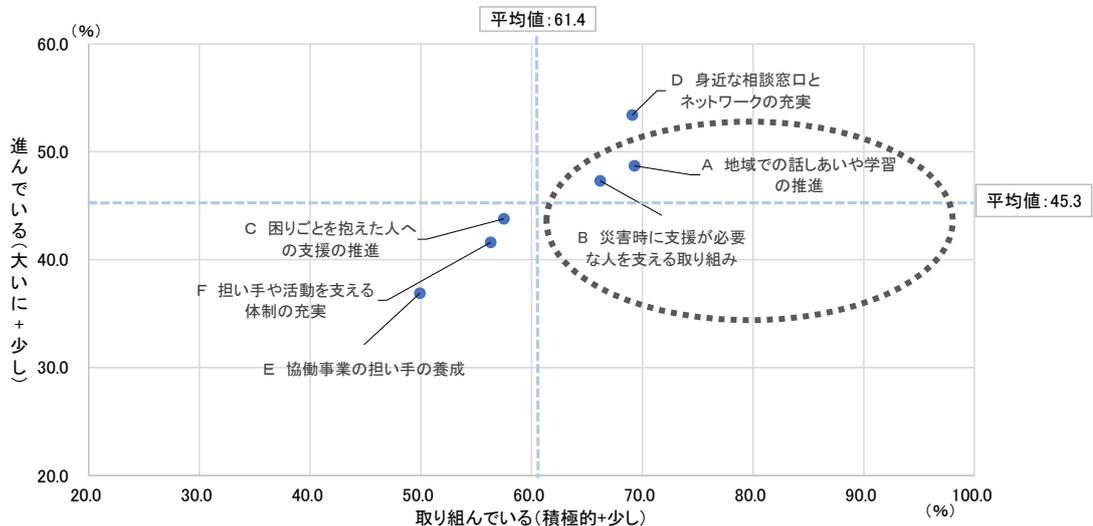


①団体の取り組みに関係なく、市民の実感がある	②団体も取り組み、市民の実感がある
III 権利をまもり、暮らしを高めます	I 困りごとに気づき、支援につながります II 多様な困りごとに対応したサービスや活動をすすめます IV 健康や生きがいづくりをすすめます V 地域福祉への理解をすすめます XI 安全に暮らせる地域をつくります
③団体は取り組めていない、市民の実感もない	④団体は取り組んでいるが、市民の実感がない
VI 地域福祉の担い手を増やします VII 地域福祉活動への支援を充実します VIII 地域福祉をすすめるネットワークを広げます X 快適な生活環境をつくります	IX 地域のつながりを強くします

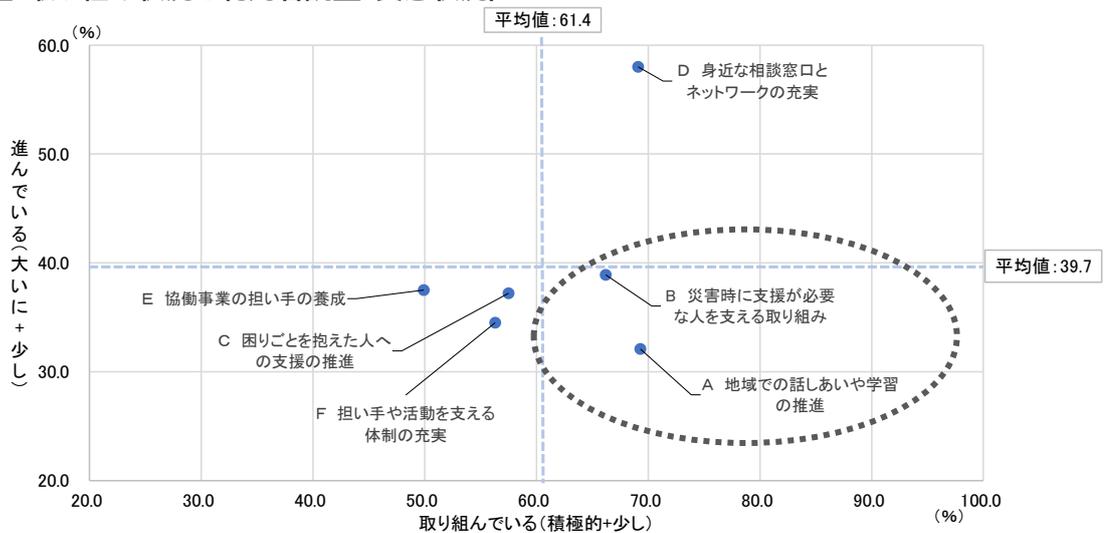
## (2) 先導的に取り組む事項の検証

11の取り組み柱と同様にアンケート調査による先導的に取り組む事項の現状分析を行っています。取り組み状況と実感の分布図は下記の通りです。

### 〈団体アンケート:取り組み状況と実感状況〉



### 〈団体調査:取り組み状況と利用者調査:実感状況〉



- プログラムA、Bに関しては、団体との実感と、利用者の実感に違いがでています。
- プログラムDについては、団体の実感と利用者の実感で同様の傾向がでており、プログラムの推進が確認されます。しかし、アンケート調査は「窓口利用者」のため、相談窓口に係る施策は高くなる可能性があります。
- プログラムC、E、Fは取り組みも進まず、実感も低くなっているプログラムです。

## プログラム A 地域での話しあいや学習の推進

### 〈団体ヒアリング〉

- 小規模な研修等を行っている。
- 地域福祉の課題が幅広いため、大きな枠組みでの話しあいや学習は難しい。
- 団体内で地域福祉を考えるプロジェクトを立ち上げているところもある。

### 〈施策評価〉

- 福祉教育、学校と連携した取り組みを進めている。
- 市民向け地域福祉学習会などの出前講座を実施している。



○プログラムに取り組む団体は多くなっているが、利用者実感が低くなっており、事業の周知啓発が求められている。

## プログラム B 災害時に支援が必要な人を支える取り組み

### 〈団体ヒアリング〉

- 市内の断水があった経験で対応の課題もわかったが、日ごろのつながりが重要なこともわかった。
- 市民、施設、団体の危機感を高めていかないといけない。
- 災害を想定した避難訓練の制度を高める必要がある。
- 事業所間での協定を結ぶなど、介護、障害福祉サービスの事業所での連携はできてきた。

### 〈施策評価〉

- 避難行動要支援者名簿の推進、自主防災活動に対する支援を行っている。
- 防災知識の普及啓発を行うための出前講座を行っているが、周知がさらに必要となっている



○団体間での取り組みや行政からの支援の実施は進んでいるが、市民の危機意識を高めるための情報周知や日頃からのつながりづくりのための仕組みづくりが求められている。

## プログラム C 困りごとを抱えた人への支援の推進

### 〈団体ヒアリング〉

- 関係機関との情報交換が重要となっている。
- 団体の専門分野ごとでの取り組みはできているが、専門外の相談対応などが来た際に困ることがある。
- 相談対応しないといけないこともあるが、通常の活動で人手が不足していることから踏み込めずにいる。

### 〈施策評価〉

- 生活困窮者自立支援、虐待防止の取り組みを進めている。
- 多機関協働による地域福祉推進事業・地域づくり支援事業として、関係機関との連携は図れている。



○分野ごとに困りごとを抱えている市民と接してきている団体では、行政との役割分担の難しさを感じていることもあり、団体間での情報共有の仕組みや団体の一覧などが求められている。

## プログラム D 身近な相談窓口とネットワークの充実

### 〈団体ヒアリング〉

- 市から委託事業として受けている団体は連携が図れている。
- 個人情報の保護のこともあり、踏み込んだ情報を聞き出せないこともある。
- 対応できない相談は専門分野の窓口につなぐようにしている。

### 〈施策評価〉

- 生活困窮者自立支援のための出張窓口や地域包括支援センター機能の充実を行っている。
- 子育ての分野においては、子育てプランナー事業やこども家庭センターの機能の充実を図っている。



○団体や窓口利用者もプログラムの推進を感じており、プログラムのさらなる充実を図るため、複雑・複合化する課題や制度の狭間の問題に対する体制を充実させる必要がある。

## プログラム E 協働事業の担い手の養成

### 〈団体ヒアリング〉

- 担い手は全体的に不足していると感じている。
- 交流により生まれる連携を進めていくことで、やりたいという思いをもってもらうことが大事。
- 地域の人と互いに恩恵を受けていることを実感できる取り組みを進める必要がある。

### 〈施策評価〉

- 多機関協働による地域福祉推進事業・地域づくり支援事業として、人材の育成に取り組んでいる。
- 和歌山市地域フロンティアセンターを拠点に多様な主体が連携を図れるように取り組んでいる。



○人材が不足していることから担い手の養成につながっていない可能性がある。  
○プログラム自体の理解促進を図る必要がある。

## プログラム F 担い手や活動を支える体制の充実

### 〈団体ヒアリング〉

- 子ども食堂等の交流を広げる取り組みが必要だと感じているが、人材が不足している。
- 団体の持つ専門性のある体制を地域に還元できれば、地域の拠点となる。
- 分野横断的に団体間での連携を図る必要があるため、市内の団体の情報が必要となっている。

### 〈施策評価〉

- 生活支援コーディネーター等の設置など地域における生活支援等サービス提供体制を構築している。
- 多機関協働による地域福祉推進事業の推進により地域での活動拠点づくりを推進している。



○プログラムに取り組む団体も少なく、利用者調査による実感も低くなっている。プログラム内容の明確化が求められている。

## 6. 課題の整理

### 課題1 地域のつながりの変化

地域の子どもの減少、ひとり暮らし高齢者の増加、地域組織の衰退など、少子高齢化を起因とした課題を感じる市民が多くなっています。ヒアリング調査や地域の絆づくり交流会では、新型コロナウイルス感染症拡大により地域活動が制限され、これまで保ってきた地域のつながりがさらに希薄になったとの意見もあり、地域の状況に応じたつながりづくりが必要となっています。

#### 〈課題解決に向けた兆し〉

- 小学生児童のアンケート調査では、近所の大人の人と出会った際に自ら挨拶をする  
と心がけている児童の割合が約6割となっている。
- 地域のつながりをつくるためのアイデアとして、地域で顔見知  
りを増やしていきたいという意見が多かった。



### 課題2 複雑化・複合化する課題への対応

今後も少子高齢化の進行や不透明な経済情勢などを背景として、複雑化・複合化する課題を抱える人や世帯が増えることが想定されます。ヒアリング調査では、制度の狭間で悩んでいる人や家庭が増えているといった意見もあり、誰もが気軽に相談ができるよう多機関・他分野との協働と包括的・重層的に支援する体制をさらに強化する必要があります。

#### 〈課題解決に向けた兆し〉

- 第4次計画の評価検証では、困りごとを抱えた人への支援やサービスの充実が進ん  
でいると感じている市民や団体が多くなっている。
- 本市における重層的支援体制の整備をすすめ、関係機関との連  
携を深めている。

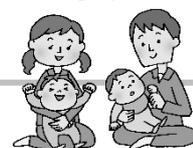


### 課題3 担い手の確保・育成のための仕組みづくり

福祉ニーズの増大や福祉人材の不足といった問題は、全国だけでなく本市においても課題となっています。地域福祉を支える福祉施設やNPO団体等の中間支援組織においても人材不足が課題となっていると意見があり、今後より一層の支えあいの仕組みをつくるためには、担い手の確保・育成が急務となっています。

#### 〈課題解決に向けた兆し〉

- 小学生児童のアンケートでは、ボランティアをした際の気持ちでは、「人や社会のためになっている感じがして気持ちよかった」や「日ごろできないいろいろな経験ができて楽しかった」など、子どもの頃からボランティア活動に参加する重要性を示した結果となっていた。



### 課題4 選択と集中による効果的な取り組みの推進

第4次計画では、「先導的に取り組む事項」を設定し、より重点的に取り組みを実行してきました。先導的な取り組み事項については、関係する団体で、意識的に取り組みを進めた事項もあれば、理解があまり得られなかった事項もあります。本計画においても、「選択と集中」により、計画期間内に取り組みの成果を求める施策と、中長期的な視点で取り組む施策とを整理し、効果的に実行していく必要があります。

#### 〈課題解決に向けた兆し〉

- 「先導的に取り組む事項」について、一定の団体の理解を得ることができ、各団体で協力可能な範囲で積極的な取り組みがすすんでいる。
- アンケート調査、ヒアリング調査など取り組み内容についての評価が実施できており、次期計画へつなげやすくなっている。



### Ⅲ 地域福祉推進の基本的な考え方

#### 1. 基本理念

基本理念は、本市がめざす地域福祉のあり方の方向性を示す普遍的な理念であることから、第4次計画を継承し、本計画の基本理念を次のように定めます。

お互いを尊重し、支えあう「元気な福祉のまち」を  
わたしたちの「参加と協働」で創出します。



互いに認めあい、支えあうことで住み心地の良い地域が実現し、住み心地の良い地域は「つながり」や「幸せ」を実感します。そうした「つながり」や「幸せ」を実感することで、住み慣れた地域で安心して暮らしたいという思いが醸成されます。

今、地域を取り巻く現状は、少子高齢化の進行や単独世帯の増加、市民の価値観の変化、不安定な経済情勢と、大きく変化してきています。一方で、今だからできる新しい取り組みや地域がつながるための新しい媒体の活用など、大きな変化のなかでも、次へとつながる取り組みもはじまりつつあります。

今後は、福祉に関係した団体、事業者、関係機関、行政が主体性をもった「わたしたち」の参加と協働で、互いに尊重し、支えあう「元気な福祉のまち」を創出し、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域を目指していきます。

## 2. 計画の構成

本計画は、「地域福祉の基本的な考え方」に定める「役割分担」、「エリア」を基本に、下記の内容で構成しています。

### アクション（基本目標）



理念を実現するためのアクション（基本目標）として設定しています。

### 先導的に取り組む事項



本市が計画を効果的にすすめるための特に取り組みたい内容について記載しています。地域の絆づくり交流会で出し合った意見を踏まえて、理念の要素でもある「参加」と「協働」をさらに強化するために取り組む事項として設定しています。

### 10の取り組みの柱



3つのアクション（基本目標）に基づき、中長期的な施策を設定しています。

### 3. アクション（基本目標）

#### 〈アクション1〉地域の参加を促進します。

地域福祉は、わたしたちの暮らしや活動のさまざまな場面に関わる取り組みです。まずは、わたしたちが福祉を自分自身にも関わる身近な課題として理解し、自ら心がけ、地域で声をかけあいながら、日々の暮らしを豊かにする必要があります。

そのために、必要なときには支援を的確に受けつつ、それぞれができることで支える力を身につけるために、地域福祉についての的確な情報を取得し、学習する機会がもてるように取り組むことで地域の参加を促進します。

#### 〈アクション2〉地域の協働を促進します。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、生活するうえでのさまざまな困りごとに対応する必要があります。暮らしやすい地域となるために、多様な人々が担い手として参加し、それぞれが得意なことを活かして協働することで相乗効果を発揮し、より効果的な取り組みにしていくことが重要です。

生活のなかでの多様な困りごとの予防、発見から、適切な支援につないで解決していく取り組みを、生活の場である地域を基盤として一体的にすすめていくよう、「公」と「民」のさまざまな事業や活動を充実することで、ネットワークを広げ、それぞれの強みを活かした協働を推進します。

#### 〈アクション3〉地域の困りごとを支えます。

人と人がお互いに尊重しあい、あたたかくつながるコミュニティや、安全で快適に暮らせる地域の環境は、わたしたちだれもが心豊かに暮らす場となるとともに、地域福祉のしくみづくりや取り組みを効果的にすすめていくうえでの基盤としても、重要な役割を担っています。

誰もが安心して暮らせる地域を構築するため、地域防災力の強化、都市基盤の整備、犯罪をした人等の社会復帰の支援に協力する地域の意識醸成を図ります。

また、「地域共生社会」の実現にむけて、制度の狭間にある様々な課題を抱える方を適切な支援へとつなげる連携体制の充実を図り、地域の困りごとを支えます。

## 4. 施策体系

〈基本理念〉

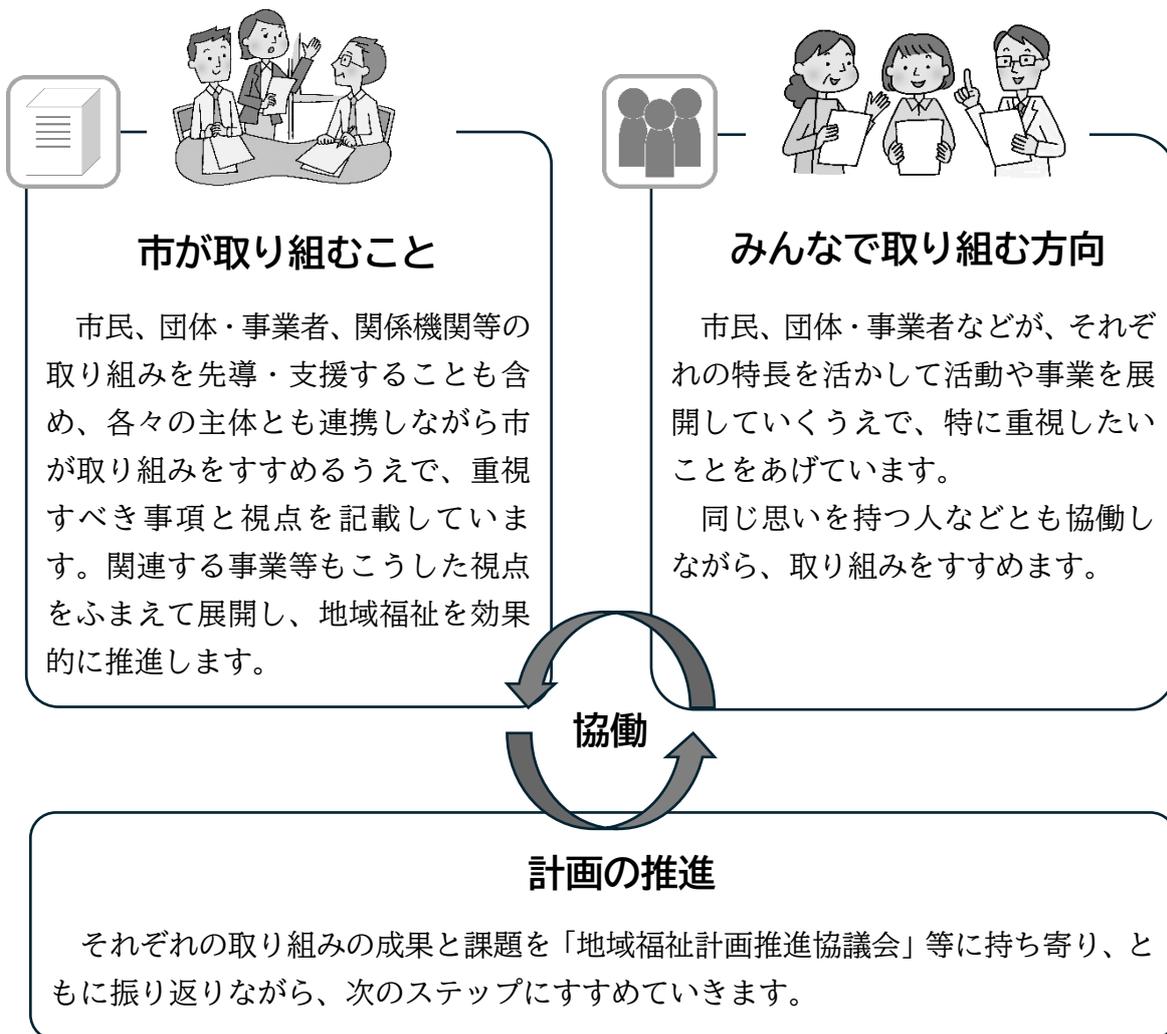
お互いを尊重し、支えあう " 元気な福祉のまち " を  
わたしたちの " 参加と協働 " で創出します。



# IV 取り組みの方向

## 取り組みの役割分担

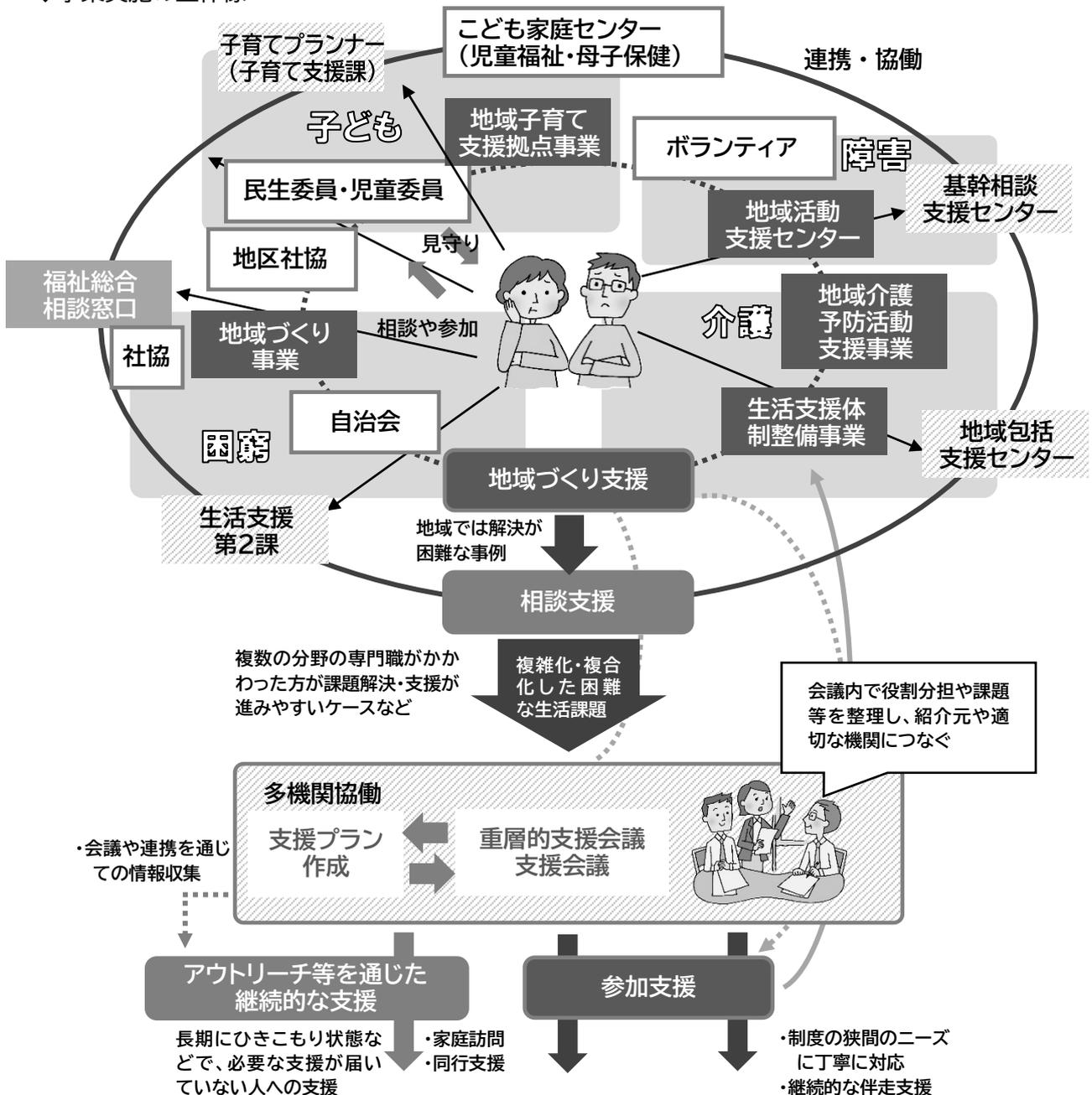
「地域福祉推進の基本的な考え方」に沿って、市民、団体・事業者、市・関係機関等が、役割を分担しながら、協働して地域福祉を推進していくよう、総合的な視点で活動・事業に取り組んでいくため、10の取り組みの柱ごとに、「みんなで取り組む方向」と「市が取り組むこと」を定めています。



## 重層的支援体制整備事業の推進

本市の地域福祉を推進するにあたり、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、断らない相談支援体制を整備するとともに、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う、重層的支援体制整備事業を据えた計画を推進します。各事業の内容は社会福祉法第106条の4第2項に3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。

### ◆事業実施の全体像



### 〈包括的相談事業〉

本市では、地域包括支援センターなどの相談窓口において、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供を行っています。

### 〈多機関協働事業〉

多機関協働事業とは、市全体で包括的な相談体制を構築することを目的としています。

単独の支援機関では、対応が難しい複雑化・複合化した事例（複雑な課題を抱える家族など）に対して、各支援機関の役割分担や支援の方向性を整理するなどして、ケースの調整役となっています。また、支援機関と連携し、本人への直接支援も実施しています。

### 〈アウトリーチ等を通じた継続的支援事業〉

複数分野にまたがる課題を抱えていることや長い間ひきこもり状態にあるなど、必要な支援が届いていない人に支援を届けることを目的としています。

各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりから潜在的な相談者を見つけ、本人との継続的な関わりを持てるよう、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

## 参加支援

社会とのつながりを作るための支援を行うことを目的としています。

利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行います。

また新たに社会資源に働きかけることや既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズにあった支援メニューをつくります。

本人への定着支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援ができているかをフォローアップします。

## 地域づくり事業

地域住民が地域社会に参加する機会を確保するとともに、地域ネットワークを強化します。既存事業を活かしつつ、主に以下の2点に取り組みます。

- ①世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な「場」や「居場所」の整備
- ②地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として、「人」と「人」、「人」と「場所」をつなぎ合わせる（コーディネート機能）

アクション

1

## 地域の参加を促進します。



### 先導的に取り組む事項

#### A 地域での話しあいや学習の推進

- A-1 地域福祉の話しあいを支援する体制づくり
- A-2 地域福祉に関する学習会の推進

#### B 協働事業の担い手の養成

- B-1 地域福祉の担い手の養成
- B-2 多様な協働事業の担い手づくりの推進

### 取り組みの柱

- 1 気づきときっかけづくりをします
- 2 地域福祉の担い手を増やします
- 3 健康や生きがいづくりをすすめます

# A 地域での話しあいや学習の推進

プログラム



多くの人が「したいこと・できること」で参加し、協働して地域福祉をすすめるためのきっかけのひとつとして、地域の課題や各々の思いを共有し、ともに話しあうことを通じて理解を深めながら、計画に掲げるさまざまな取り組みを具体的に推進する方策を考え、協力して実践していくよう、身近な地域で話しあいや学習をすすめます。

## A-1) 地域福祉の話しあいを支援する体制づくり

### ●話しあいの場の開催支援

多機関協働による地域福祉推進事業（重層的支援体制整備事業）のひとつとして、地区社会福祉協議会や生活支援コーディネーターが地域に働きかけなど、協議体会議開催を支援します。

## A-2) 地域福祉に関する学習会の推進

### ●学習活動を基盤にした地域づくりの推進

公民館活動、市民大学など、各種講座を開催することにより、学習活動の支援を行い、学習活動を基盤とした地域づくりにつなげます。

### ●地域ぐるみの学習活動の推進

地域ぐるみの学習活動として、子供の頃からの福祉体験の導入や福祉教育実践プログラムの実施など、子供から大人まで学習活動に参加できるしくみを推進します。

### ●地域福祉啓発活動

市民向けの地域福祉学習会として、市民や団体からの申し出がある際には、出前講座を開催するなど、地域福祉啓発活動を推進します。

### ●地域福祉の担い手の養成

多機関協働による地域福祉推進事業（重層的支援体制整備事業）・地域づくり支援事業として、関係機関との連携により、地域福祉の担い手が育つための取り組みを実施します。

## B 協働事業の担い手の養成

プログラム



市民、団体・事業者、市・関係機関等が協働して、また福祉分野だけでなく、保健、医療などの関連分野とも連携を図ったうえで、共通した方針を持って事業を計画的にすすめるためには、多様な担い手の参加のもとで、より地域に密着した支援を行っていくことが求められています。

このように、公的なしくみと市民の主体性を活かした活動がうまく協働し、必要とされるサービスを効果的に提供する体制を構築するよう、担い手を増やします。

### B-1 地域福祉の担い手の養成

#### ●地域福祉の担い手の養成（再掲）

多機関協働による地域福祉推進事業（重層的支援体制整備事業）・地域づくり支援事業として、関係機関との連携により、地域福祉の担い手が育つための取り組みを実施します。

#### ●地域福祉活動のリーダー向け養成講座の開催

地域福祉の担い手の養成の推進において、地域福祉活動のリーダー育成も視野に入れた取り組みを実施します。

### B-2 多様な協働事業の担い手づくりの推進

#### ●介護支援ボランティアの養成

WAKAYAMA つれもて健康体操、わかやまシニアエクササイズなどの健康づくり事業を実施するなかで、ボランティア養成のための講座を開催します。

#### ●ボランティア人材の発掘と育成

地域フロンティアセンター事業や各種ボランティア講座など、多様な主体が連携が図れるよう、人材づくりと環境づくりを支援します。

#### ●ゲートキーパーとなる人材の養成

市と教育委員会等が連携し、ゲートキーパーの養成に努めます。また、地域の各種団体にも働きかけ、人材の確保・育成に努めます。

#### ●心のサポーターの養成

メンタルヘルス、うつ病など精神疾患の正しい知識と理解に基づき、家族や同僚など身近な人に対する、傾聴を中心とした支援ができる人材づくりに取り組みます。

## 〈取り組みの柱1〉気づきときっかけづくりをします

少子高齢化の進行や社会経済状況の変化などにより、地域のつながりは刻々と変化しています。地域づくりを推進するうえで、まずは市民の参加を促すことが必要です。地域の参加を促進するため、情報提供やさまざまな交流を促進する取り組みをすすめることで、一人ひとりの気づきときっかけをつくります。

### 策定プロセスでの声

- インターネットを通じた情報発信を効果的に行う必要がある

### 1-1 一人ひとりの気づきの促進



#### みんなで取り組む方向

- 地域福祉の考え方や、困りごとが起きたときにはどうすればよいかなどの、基本的な知識の理解をすすめます。
- 地域の困りごと気づいたときは、できるだけ早く相談することや、適切な支援を受けて解決し、重度化を防ぎます。



#### 市が取り組むこと

##### 福祉に関する情報提供の充実[1]

- 地域福祉についての理解をすすめるために、地域福祉計画の周知を図ります。
- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、だれもが同じ情報、必要な情報を得られるよう、ユニバーサルデザインを心掛けた広報やホームページの充実を図ります。
- SNSなどの多様なメディア（媒体）を活用して情報を発信します。
- 福祉分野に関わらず、防災、防犯、教育など、地域と密接に関係する事柄、地域活動への参画の入口となりやすい分野での情報の発信も推進します。

##### 話しあいや学習の機会の充実[2]

- 生涯学習での取り組みも含め、地域福祉をテーマとした講演会や研修を推進します。
- 身近な地域での話しあいや学習をすすめるよう、出前講座等を活用します。
- 地区社会福祉協議会の活動などと連携して話し合いや学習の機会を充実します。
- 多様な学びの機会を通じて、認知症の人や障害のある人、ひきこもり、外国にルーツのある人、性的マイノリティ、生活困窮者、矯正施設からの退所者、犯罪による被害を受けた人など、課題や不安を抱える可能性が高い人やその家族に対する地域での理解を促進します。

## 1-2 福祉や人権に関する学習の充実



### みんなで取り組む方向

- 地域福祉の考え方や、その基盤となるすべての人の人権を大切にする意識を身につけるように、学校、家庭、地域、職域などのさまざまなところで、学習や話しあいをすすめます。
- 地域福祉の実践に効果的につながるように、地域の課題や取り組みとも連動させて、体験的、実践的にすすめます。



### 市が取り組むこと

#### 福祉教育及び人権教育の充実[3]

- 家庭や地域とも連携して、学校での福祉教育及び人権教育の充実を図ります。

#### 地域での学習や話しあいの推進[4]

- 地域ごとの福祉課題を共有し、解決に向けた取り組みにつながる話しあいをすすめるため、地域での学習機会を増やします。
- 出前講座などを活用するなど、地区社会福祉協議会と連携し、地域での学習や話し合いを推進します。

#### 男女共同参画の意識づくりの推進[5]

- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、だれもが意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を実現するための啓発や学習を推進します。
- 地域福祉活動のなかで男女共同参画の取り組みを実践できるよう、周知・啓発に努めます。

## 1-3 さまざまな地域活動の推進



### みんなで取り組む方向

- 人と人、団体などのつながりをつくるためのしかけとして、地域の資源を活かしながら、多くの人に参加できる多様な活動を行います。
- さまざまな年齢や性別、就業や健康の状態などの人が参加しやすいように配慮し、活動を通じて交流を広げます。
- 「担い手」としても参加するように呼びかけるなど、より効果的な取り組みとなるよう、工夫していきます。



### 市が取り組むこと

#### 地域組織との連携・支援の充実[6]

- 自治会などの地域組織で行われている活動に、福祉的な支援が必要な人なども含めて、より多くの人に参加するよう、情報発信等を含めた活動を支援します。
- つながりづくりの活動から、困りごとを支えあう活動へ発展できるよう社会福祉協議会等と連携し、地域組織の連携支援を推進します。

#### 自然を活かした活動の推進[7]

- 本市の資源である自然を守り、育て、親しむ活動などの活動への参加促進を図ります。

## 1-4 多様な人や団体等の交流やつながりの充実



### みんなで取り組む方向

- みんなで支えあう地域づくりをすすめるために、世代を超えた交流や、支援を必要とする人が地域とつながる取り組みをすすめます。
- 地域で活動しているさまざまな団体が連携し、市・関係機関等とも協働しながら、地域ぐるみの支えあいをすすめていきます。



### 市が取り組むこと

#### 世代間交流の推進[8]

- 世代間の交流を広げ、それぞれの世代の力を活かした支えあいにつなぐため、関連する各種事業とも連携して支援します。
- 高齢者、障害のある人、子供、外国にルーツのある人など、対象者にとらわれず、多様な市民の交流を推進します。

#### 支援を要する人のつながりづくりや参加の推進[9]

- 福祉的な支援を受ける立場の人も、それぞれができることで、担い手となって地域の活動に参加できるよう、地域で活動している人々の理解をすすめます。
- 市民が参加しやすい活動や環境づくり、参加のための支援などを推進します。

#### 地域の団体の連携の推進[10]

- 地域の団体が、それぞれの力を活かし、協力して地域福祉に関する活動などをすすめていけるように、地区社会福祉協議会等を通じたつながりをつくります。
- 社会福祉協議会と連携し、地域の団体の活動・事業における連携を強化します。

## 〈取り組みの柱2〉 地域福祉の担い手を増やします

地域福祉は生活のさまざまな困りごとに関わるため、住民同士のちょっとした支えあいが必要な支援になることもあります。地域の取り組みとも連携しながら、仕事としてサービスを担っていく人も、増やしていかなければなりません。一人ひとりの思いにあわせて担い手となることはもちろん、多くの人が地域活動や福祉におけるさまざまな活動の実践につながるよう取り組みをすすめます。

### 策定プロセスでの声

- 高齢化の影響から担い手は不足している。

### 2-1 地域福祉活動への参加促進



#### みんなで取り組む方向

- 無理なく地域福祉をすすめる活動に参加できるように、一人ひとりの思いや都合にあう活動に参加します。
- 参加しやすい環境づくりもすすめるため、一步を踏み出せるように地域福祉に関する情報を取得します。



#### 市が取り組むこと

##### 多様な活動づくりへの支援の充実[11]

- 地域の福祉ニーズに応じた多様な活動が立ち上がるように、先駆的な取り組みの情報発信や、モデル事業などの手法も活用した支援を推進します。
- 有償型の地域福祉活動もすすめていくよう、市が実施する各種事業での協働のしくみとして検討するとともに、社会福祉協議会等と連携して推進します。

##### 参加のきっかけやつなぎの充実[12]

- 活動に参加するきっかけとなる多様なボランティア講座を、社会福祉協議会等の関係団体とも連携して推進します。
- 活動への参加や多様な活動の連携を促進するつなぎの機能を高めるよう、関係機関等とも連携した専門職による支援や、地域のなかでの担い手の育成などの方策を検討します。

### 参加しやすい環境づくりの推進[13]

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するよう、市民や事業者などへの周知・啓発を推進します。
- 地域の活動における役割を分担するなど、参加しやすい雰囲気をつくっていくよう、地域組織等と連携して取り組みます。

## 2-2 福祉の仕事への就労支援



### みんなで取り組む方向

- 生活支援や介護・保育などの福祉の仕事に関心をもち、就職する人を増やしていくよう、人と関わる仕事の意義や楽しさを伝える取り組みや、知識やスキル（技能）を身につけるための支援を充実します。
- 働き続けることができるよう、就業環境の改善やスキルアップを支援するための取り組みなどもすすめます。



### 市が取り組むこと

#### 福祉の仕事への理解の推進[14]

- 福祉の仕事の意義や魅力への理解を広げていくよう、多様な機会をとらえて情報発信を行います。
- 学校や地域などでの福祉の学習を推進します。

#### 人材養成への支援の充実[15]

- 福祉の仕事に必要な資格の取得や、従事者のスキルアップなどのための研修を、事業者とも連携して推進します。
- 福祉の仕事に就いている人の処遇を改善するよう、引き続き国に要望していきます。

#### 雇用環境の改善[16]

- 福祉専門職の雇用環境の改善を行い、精神的なケアができるような体制を含めた働きやすい環境づくりを推進します。

## 〈取り組みの柱3〉健康や生きがいつくりをすすめます

健康で生きがいをもって暮らすことは、介護が必要になることを予防することや、さまざまな困りごとを防ぐことにもつながります。住み慣れた地域で住み続けるためには、健康で生きがいのある生活をおくる必要があります。一人ひとりが健康づくりに心がけ、地域や仲間と支えあいながら取り組むことで、地域のつながりにもつなげていきます。

### 策定プロセスでの声

- ラジオ体操などがきっかけで地域のつながりができる。

### 3-1 健康づくりや地域に密着した医療の推進



#### みんなで取り組む方向

- 「自分の健康は自分でまもる」という意識をもって、健康管理や健康づくりをすすめます。
- 毎日をいきいき過ごすとともに、健康寿命を伸ばしていくよう、家庭でできること、地域や職域などで取り組むことなどを考えるとともに、活動を実践します。
- 医療と福祉・介護の連携をすすめるため、事業所間での連携を図ります。



#### 市が取り組むこと

##### 保健事業や健康づくり事業の充実[17]

- 母子・成人の保健事業や健康づくり事業を利用しやすくするとともに、主体的な健康づくりにつなげます。

##### 健康づくり活動の推進[18]

- 地域などでの主体的な健康づくり活動を推進するよう、リーダーの養成をすすめるとともに、地域組織等と連携した取り組みを推進します。

##### 地域医療との連携の充実[19]

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局などとの連携を推進し、日常的な健康管理を支援します。
- 医療と介護などの連携をすすめ、地域での療養を支援します。

## 3-2 生きがいづくりの推進



### みんなで取り組む方向

- さまざまな活動を通じて地域や社会とつながり、楽しみや役割をもって生きがいのある生活をおくれます。
- 健康を維持し、困りごとを予防するよう、一人ひとりが心がけ、呼びかけあいながら取り組みます。



### 市が取り組むこと

#### 生涯学習・スポーツの推進[20]

- 生涯学習・スポーツへの参加を促進するため、情報提供やきっかけとなる事業などを充実します。
- 主体的な活動の継続や学習の成果を活かした活動を支援します。
- 高齢者や障害のある人なども含めたさまざまな人の生涯学習・スポーツへの参加を促進するよう、参加しやすい事業の実施や条件整備を推進します。

#### 多様な活動への参加の促進[21]

- 生涯学習・スポーツ活動が地域福祉活動やまちづくりなどに関する多様な活動に広がるよう、社会福祉協議会や関係団体等と連携して幅広い情報を総合的に発信するしくみやきっかけづくりに取り組みます。

## 地域の協働を促進します。



### 先導的に取り組む事項

- C 身近な相談窓口とネットワークの充実
  - C-1 身近なところで相談を受ける体制の充実
  - C-2 相談窓口等のネットワークの充実
- D 担い手や活動を支える体制の充実
  - D-1 地域におけるコーディネート機能の充実
  - D-2 地域福祉を支えるネットワークづくりの推進

### 取り組みの柱

- 4 地域のつながりを強くします
- 5 気軽に相談できるしくみを充実します
- 6 多様な困りごとに対応したサービスや活動をすすめます
- 7 地域福祉活動への支援を充実します



困りごとに気づいたときには、早めに相談し、適切な支援を受けることができるように、その人にとって身近なところで相談でき、どこに相談しても適切な支援につながるしくみを充実します。

### C-1) 身近なところで相談を受ける体制の充実

#### ●生活困窮者自立支援（出張窓口の充実）

生活困窮者自立支援制度について、ホームページ等を活用し、情報提供を行います。また、相談者の要望に応じて、個別の出張相談に応じる体制を推進します。

#### ●市社会福祉協議会の相談窓口の充実

複雑・複合的な課題や制度の狭間の問題に対して、相談を受け付けるため、福祉総合相談を実施します。また、相談内容に対応するため、関係機関との連携を強化します。

#### ●民生委員・児童委員との連携

市や地域包括支援センターと連携して、一人暮らし高齢者等調査事業を実施し、地域の高齢者の実態把握に努めます。

#### ●老人クラブとの連携

老人クラブと連携し、高齢者等への見守りや声かけなど、地域の実情に応じた見守り活動を実施するため、地域見守り協力員制度を推進します。

## C-2) 相談窓口当のネットワークの充実

### ●高齢者福祉分野の身近な相談窓口とネットワークの充実

高齢者福祉分野における相談窓口機能とネットワークを強化するため、地域包括支援センター機能の充実や認知症支援体制の充実を図ります。

### ●障害者福祉分野の身近な相談窓口とネットワークの充実

障害福祉分野における相談窓口機能とネットワークを強化するため、相談支援事業所や基幹型相談支援センター機能の充実を図ります。

### ●子育て分野の身近な相談窓口とネットワークの充実

子育て分野における相談機能とネットワークを強化するため、地域子育て支援拠点事業やこども家庭センター機能の充実を図ります。また、子育てプランナー事業を推進することで、子育て家庭に寄り添った支援見を実現します。

### ●保健分野の身近な相談窓口とネットワークの充実

市民が、個々の健康及び活動性を維持向上するため、地域における保険・福祉サービスの適切な利用の推進と情報提供、相談支援体制の充実を図ります。

### ●社会福祉協議会のネットワークの充実

地区社会福祉協議会が中心となり、自治会や民生委員・児童委員協議会、老人クラブ等が連携して、ふれあいのまちづくり事業を推進します。

### ●包括的支援体制の整備

複雑化・複合化した事例に対し、各関係機関の役割や支援の方向性など調整するなど、多機関協働による地域福祉推進事業(重層的支援体制整備事業)・多機関協働事業を推進します。

～。

# D

プログラム

## 担い手や活動を支える体制の充実



地域福祉活動は、参加する人の主体性を大切にした活動ですが、第一歩を踏み出せるように呼びかけ、つないだり、専門的な視点で助言や支援などを行うことは、活動を継続・発展させていくうえで不可欠です。

この計画を推進していくための地域福祉活動の広がりに対応し、きめ細かな支援を行っていくよう、体制の充実を図ります。

### D-1〉地域におけるコーディネート機能の充実

#### ●生活支援サービスの充実

生活支援コーディネーターが中心となり、サービスの創出に向けた関係主体への情報共有を行うなど働きかけ、地域における一体的な生活支援体制を推進します。

#### ●地域ケア会議の充実

地域ケア会議の充実を図るため、自立支援型地域ケア会議を開催します。

#### ●コミュニティソーシャルワーク機能の推進

多機関協働による地域福祉推進事業（重層的支援体制整備事業）・地域づくり事業

### D-2〉地域福祉を支えるネットワークづくりの推進

#### ●地域・市・専門機関のネットワークづくりの推進

多機関協働による地域福祉推進事業（重層的支援体制整備事業）・地域づくり事業

#### ●地域での活動拠点づくりの推進

多機関協働による地域福祉推進事業（重層的支援体制整備事業）・地域づくり事業

## 〈取り組みの柱4〉地域のつながりを強くします

地域のつながりは生活や価値観が多様化するなかで、関わり方は変化してきています。元気な福祉のまちの基盤として、人と人がお互いに尊重しあいながら、さまざまな団体なども協力しあうことが重要です。困りごとが起きてもお互いに支えあって解決できる地域のつながりを、一層強くするため、地域のつながりを強くするための取り組みをすすめます。

### 策定プロセスでの声

○地域のつながりは「あいさつ」からはじまる。

### 4-1 多様な主体が連携できる場の充実



#### みんなで取り組む方向

- 地域福祉に関わるさまざまな分野や立場の人や団体などが参加し、情報や思いを共有することで協働をすすめる場やネットワークをつくります。
- 地域課題の解決に向けて、既存の組織以外ともつながっていくことも意識して取り組みをすすめます。



#### 市が取り組むこと

##### 全市的なネットワークの充実[22]

- 地域福祉を連携して推進するための協議の場として、「地域福祉計画推進協議会」を充実します。
- 地域福祉計画に基づく活動・事業を具体的に推進するための協議や、実施における協働をすすめます。
- さまざまな分野にまたがる地域福祉の課題を解決するうえで、関連する分野のネットワークが連携し、より効果的な取り組みをすすめるしくみづくりを検討します。
- 社会福祉協議会が中心となり、地域福祉のプラットフォーム（連携と協働の場）としての機能を一層発揮できるよう、体制や事業の充実を支援します。
- 民間企業とも地域課題を共有できる情報交換の機会などを設け、地域とつながりをもつための働きかけを行います。

### 地域での連携の場の充実[23]

- 支所・連絡所の地区ごとに組織されている地区社会福祉協議会が、地域の課題に応じた活動を一層展開していけるよう、社会福祉協議会と連携して支援します。
- ひとつの地区だけでは解決できない課題などに、複数の地区が協力し、専門機関等とも連携して取り組んでいくよう、関連分野のエリアなども調整しながら検討します。

## 4-2 協働による活動や事業の推進



### みんなで取り組む方向

- 地域福祉に関するさまざまな課題を、協働の手法で効果的に解決できるよう、課題・目標の共有、相互補完、対等の関係、役割分担という「協働の原則」への理解をすすめます。



### 市が取り組むこと

#### 協働活動や事業の推進[24]

- 多くの市民が協働の意識をもち、主体的に参加できるよう、市全体での取り組みと連動させながら、身近な地域福祉のなかでの実践を推進します。
- 社会福祉協議会をはじめとした事業所や活動団体等、さまざまな協働のつながりや支援を行う「中間支援組織」と連携した取り組みを推進します。

#### 行政と市民の協働の推進[25]

- 福祉に関する諸事業において、市民、団体・事業者等との協働を一層積極的に行っていくよう、「市民公益活動団体と行政の協働指針」に基づいて推進します。

## 4-3 つながり強化の支援



### みんなで取り組む方向

- 一人ひとりのニーズにあった支援を効果的にすすめるために、支援に関わる人々がつながる場や、つなぎ役を担う人などを増やしていきます。
- つながりを通じて地域の課題や取り組みの成果を共有し、効果的に解決していくためのしくみをつくります。



### 市が取り組むこと

#### さまざまな支援のつながりの推進[26]

- 市民、団体・事業者、市・関係機関等のサービスや活動を適切につなぐため、ニーズに応じた相談支援ができるよう取り組みます。
- 共助システムとして、クラウドファンディング、民間との協働、財源確保の方法などの情報収集に努めます。
- 和歌山市らしいしくみの検討や体制づくりを充実するため、協働のしくみづくりをすすめる「コミュニティソーシャルワーク」(地域に根ざし、地域と連携した相談支援のしくみ)を推進します。

## 〈取り組みの柱5〉 気軽に相談できるしくみを充実します

少子高齢化の進行や社会経済状況の変化などにより、地域で暮らしていくうえでさまざまな困りごとを感じるが増えています。

元気な福祉のまちで、だれもがいいきき暮らしていくために、日常生活でのさまざまな困りごとを予防することや早期に気づいて適切な支援につなぐよう、一人ひとりが心がけ、みんなで気にかけてあいながら取り組みをすすめます。

### 策定プロセスでの声

- 勇気を出して、声をかけることが大切だと思う。

### 5-1 困りごとの早期発見対策の充実



#### みんなで取り組む方向

- 自分や家族などだけでなく地域にも目を向け、困りごとに気づかない人や、対処のしかたがわからない人などを見つけたときは、その人に声をかけたり、意思を尊重しながら窓口につなぐなどの支援に努めます。
- 地域の課題として考える必要があることはみんなで共有し、市や専門機関等とも連携しながら、解決に向けて取り組みます。



#### 市が取り組むこと

##### 見守り・声かけ活動の推進[27]

- 身近な地域でお互いに気にかけて、見守り、声をかけあう活動を推進するよう、活動の呼びかけや支援を推進します。
- 社会的に孤立した人の早期発見・早期対応を図るとともに、孤立死などを防止するための取り組みを推進します。
- 見守り・声かけ活動が個人情報に配慮して行われるよう理解を深めるとともに、災害時の支援を効果的にすすめる方策などとも関連づけて検討します。

### ニーズ把握の取り組みの推進[28]

- 地域で生活していくうえでの困りごとを的確に把握し、調査や話しあいなどによるニーズ把握を継続的にを行います。
- 地域福祉を推進するにあたり、地域が抱える課題・ニーズなどを多様な主体と共有できるよう、地域に関する情報共有の仕方や発信のしくみづくりを推進します。

### 相談窓口とネットワークの充実[29]

- 地域包括支援センターをはじめとする福祉の相談窓口において、困りごとに関する相談に幅広く対応するため、相談機能の充実を図ります。
- 支所・連絡所が住民と関係機関の橋渡しをするための取り組みを検討します。
- 各相談窓口がだれもが利用しやすいものとなるよう、施設や対応のバリアフリー化を推進します。
- 相談機関等が世帯で抱える複数の課題をワンストップで受け止め、分野を越えて連携することで解決を図る体制を強化します。
- 本市の相談窓口・相談機能の連携を強化し、相談から解決の流れなどについての意識共有とともに、相談担当者の資質の向上を図ります。

### 地域での相談活動の推進[30]

- 民生委員・児童委員や地域のさまざまな組織、当事者団体や支援団体などによる相談活動の充実を図るため、情報提供などの支援をすすめます。
- 地域だけでは解決できない課題に市や専門機関等が連携して対応するよう、伝達や協働のしくみを充実します。
- 身近な地域での「気づき」の意識を高めるため、民生委員・児童委員、ボランティアなどへの研修の充実を図ります。
- 地域団体等の既存の会議体・ネットワークを通じて「気づき」に関する注意喚起やつながり先等の周知・啓発を継続的に推進します。

## 5-2 サービスや活動の質の向上



### みんなで取り組む方向

- 自立を支える質の高いサービスや活動をすすめていくよう、担い手の知識やスキル（技能）を高めるための学びや助言などの取り組みを充実します。
- 支援を受ける人の意見を活かして、よりよいサービスや活動をすすめます。



### 市が取り組むこと

#### 事業者等との連携の推進[31]

- 自立を促進する質の高い支援を行っていくよう、サービスや活動を行う団体・事業者等への情報提供や研修などを推進します。

#### 情報開示や評価の推進[32]

- サービスを適切に選ぶことができるよう、事業者等に関する情報開示を推進します。
- サービスの自己評価・第三者評価も推進し、サービスの改善につないでいきます。

#### 苦情対応とサービス改善の推進[33]

- 苦情や意見を積極的に活かして、利用者と事業者等の信頼関係を高めるとともに、サービスの改善を図っていくよう、利用者、事業者への呼びかけなどを推進します。

## 5-3 サービスの利用促進



### みんなで取り組む方向

- 支援が必要なときには的確に受けられるように、さまざまなサービスや活動に関する情報を周知・啓発します。
- 当事者や家族などが抱える問題が深刻化し、解決が困難な状態になる前に、自ら支援につながるができるようにします。
- 地域とのつながりの重要性の認識をはじめ、困ったときの相談先や、必要な支援・サービス・制度等についての理解を図るなど、一人ひとりや世帯での「自助」の意識づくりを推進します。



### 市が取り組むこと

#### 情報提供と呼びかけの充実[34]

- 必要な支援が適切に受けられるように、人を介してきめ細かく伝えるなどの工夫も行き、情報提供を推進します。
- 市民のニーズに合わせて、SNSなどの多様なメディア（媒体）を活用を検討します。
- 障害のある人や言葉が理解しにくい人などにも配慮して、情報のユニバーサルデザイン化に心がけ、受け手のニーズに応じたわかりやすい情報発信に努めます。

#### 利用を促進する取り組みの充実[35]

- 相談機能の充実を図るなかで、ニーズと支援をつなぐ取り組みを推進します。
- 必要なサービスを的確に利用することで、早期の解決を図ることの大切さが理解されるよう、啓発を推進します。
- 経済的な理由で必要なサービスの利用が妨げられることのないよう、負担の適正化を推進します。

#### 利用しやすいサービスづくりの推進[36]

- わかりやすく、利用しやすいサービスとするために、制度による垣根や複雑な利用要件などをなるべく少なくしていくように、サービス体系を見直します。
- 各サービスをだれもが利用しやすいものとするよう、相談対応のバリアフリー化を推進します。

## 〈取り組みの柱6〉 多様な困りごとに対応したサービスや活動をすすめます

地域で生活するうえでのさまざまな困りごとを解決していくために、公的なサービスや民間の活動が広がってきました。これらを一層充実するとともに、制度の狭間となっている課題なども含めて、多様なニーズによりきめ細かく対応していくように、「公」と「民」のさまざまな力の強みを活かして協働し、自分らしい、自立した生活を支えるサービスや活動を効果的に展開します。

### 策定プロセスでの声

○でかけやすい地域にしていきたい。

### 6-1 生活を支援するサービスや活動の充実



#### みんなで取り組む方向

○だれもが安心して暮らすためのセーフティネット（安全網）として、多様なニーズによりきめ細かく対応するため、市民や団体などの主体的な地域福祉活動や、事業者等が提供する生活に関わるサービスなどを、それぞれの特長を活かして一層推進します。



#### 市が取り組むこと

##### ニーズに応じたサービスの提供[37]

- 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画、こども計画などの個別計画に基づき、必要なサービスを的確に提供するように、事業者等と連携して体制整備を推進します。
- 相談支援などを通じて把握した新たなニーズについて、横断的な課題は、この計画を通じて連携して取り組みます。
- 医療や介護の関係者との協議により、それぞれの連携を深め、医療と介護を一体的に提供できる体制構築を推進します。
- 生活支援コーディネーターが、地域において、既存の支援者や支援の取り組みを把握し、協議体でこうした支援関係者と情報交換をすることにより、支援の輪を広げていきます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを行えるよう、取り組んでいきます。

### 地域福祉活動の推進[38]

- 社会福祉協議会等と連携し、さまざまな地域の福祉ニーズにきめ細かく対応する多様な活動が推進されるよう、支援します。

### 多様なサービスとの連携の推進[39]

- 民間事業者等による生活に関わるさまざまなサービスが、市民の困りごとの解決に効果的につながるよう、事業者と連携して推進します。
- サービスが適切に利用されるよう、情報提供などを充実します。

## 6-2 子育て支援の充実



### みんなで取り組む方向

- 子育ての不安や負担を解消し、安心して子育てができるように支援するサービスや、地域で支える活動を一層すすめます。
- 子育てをすべて家庭にゆだねるのではなく、子育てに関わる機関や施設、地域が、連携・協力して支えます。
- 子どもが健やかに育つ、安全で豊かな環境や人と人との関わりを充実するよう、地域ぐるみで取り組みます。



### 市が取り組むこと

#### 子育て支援サービスの充実[40]

- さまざまな事情などにより支援を要する子供や家庭を支えていくよう、関係機関等と連携した取り組みを推進します。

#### 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実[41]

- 妊娠期から子育て期のさまざまな疑問・質問・相談に対応する総合相談窓口である「子ども家庭センター（母子保健）」を保健センターで実施しています。すべての子育て家庭や妊産婦が安心して子供を産み育てられる環境の整備を推進します。

#### 子供の貧困対策の推進[42]

- 子供の将来が生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育成される社会の実現をめざし、子供の貧困対策を総合的に推進します。

#### 子育てしやすい地域づくりの推進[43]

- 子どもが健やかに育つ地域づくりの取り組みを支援するよう、地域に関わる各種事業とも関連づけて推進します。

## 〈取り組みの柱7〉 地域福祉活動への支援を充実します

地域福祉活動を継続的に続け、発展させていくためには、一人ひとりの主体的な思いに基づいて取り組むことが必要です。活動に直接参加することはできなくても、寄付などで応援することも参加のひとつの方法だととらえて、地域のさまざまな資源を活かして活動をすすめることができるよう、取り組みを推進します。

### 策定プロセスでの声

○組織の高齢化が課題となっており、次代の担い手が必要となっている。

### 7-1 活動支援の充実



#### みんなで取り組む方向

○活動を広く知らせるための情報発信、活動に必要な資金や資機材などの提供を受けるなど、それぞれができることすすめていきます。



#### 市が取り組むこと

##### 情報発信の充実[44]

- 地域福祉活動に関するさまざまな情報を集約し、発信します。
- 地域福祉活動に関する情報が利用しやすく、必要な人に的確に伝わる工夫やしくみづくりにも取り組みます。

##### 活動への支援の充実[45]

- 活動に必要な資金や資機材などを提供することで、新たな活動の立ち上げや、地域のニーズに応じた発展を促進するよう、効果的な支援の方策を検討します。
- 社会福祉協議会等とも連携して、地域福祉活動に対する寄付や物品等の提供、共同募金などへの協力を広げます。
- 現在活動している市民公益活動団体等が継続して活動を続けられるように、相談や活動に関する情報の提供及び周知を図ります。
- 市民公益活動団体等のさまざまな活動場面を提供するとともに、幅広い世代に対し活動への参加を呼びかけるなど広報活動を充実します。

### 専門的な支援体制の充実[46]

- 社会福祉協議会等と連携して、地域福祉活動への専門的な助言やサポートなどを行うコミュニティワーク（地域福祉活動の支援）の機能の充実を図ります。

## 7-2 活動拠点の充実



### みんなで取り組む方向

- 地域福祉活動で利用できる場を、地域のさまざまな資源を有効に活用します。
- さまざまな活動で利用しやすいような配慮や、バリアフリー化なども推進していきます。



### 市が取り組むこと

#### 多様な施設等の活用の推進[47]

- 公共施設（支所・連絡所、公民館、隣保館等）を効果的に活用し、地域福祉活動などの場として提供する方策を検討します。
- 介護・福祉事業所をはじめとする事業所の施設や地域の施設など、地域の多様な資源が地域福祉活動の場として活用されるよう、呼びかけや支援の方策を検討します。

#### 地域活動の拠点機能の充実[48]

- 地域福祉に関するさまざまな活動の場として気軽に利用できるとともに、活動に関する相談や支援を行う拠点を身近な地域に確保していくよう、支所・連絡所の活用なども含めて検討します。

## 地域の困りごとを支えます。



### 先導的に取り組む事項

#### E 災害時に支援が必要な人を支える取り組み

- E-1 災害時に支援が必要な人の支援体制づくり
- E-2 平時からのつながりづくりや支えあいの推進

#### F 困りごとを抱えた人への支援の推進

- F-1 生活困窮者への支援の推進
- F-2 日常生活上の判断に不安のある人への支援の推進
- F-3 就労に困難を抱えた人への支援の推進

### 取り組みの柱

- 8 快適な生活環境をつくります
- 9 安全・安心に暮らせる地域をつくります
- 10 権利をまもり、暮らしを高めます

# E 災害時に支援が必要な人を支える取り組み

プログラム



南海・東南海地震をはじめ、大規模な自然災害などへの備えが一層重要になっています。だれもが関心をもつ災害をテーマとした取り組みを、地域福祉の視点も含めて推進し、多くの人の参加を得ながら、いざというときに支えあえる地域のつながりづくりや、支援が必要な人を支える体制づくりにつないでいきます。

## E-1 災害時に支援が必要な人の支援体制づくり

### ●避難行動要支援者名簿の作成及び支援体制の推進

災害発生時に、地域の共助による支援が必要な人を把握し、地域の避難支援等関係者と連携のうえ、支援体制の整備を推進します。

### ●災害ボランティアセンターの体制づくり

災害ボランティアセンターの体制づくりとして、関係機関等との災害時支援協定の締結を図り、ネットワーク体制を強化します。また、災害ボランティア事前登録制度を活用し、担い手確保に努めます。

## E-2 平時からのつながりづくりや支え合いの推進

### ●地域防災力の充実・強化（自主防災活動に対する支援）

自主防災活動を促進するため、家具転倒防止事業や感震ブレーカー設置補助事業などの事業を実施するとともに事業内容の周知・啓発に努めます。

### ●自主防災組織の育成（防災知識の普及啓発）

災害に関する防災講座を実施することで、防災知識の普及啓発を推進し、自主防災組織の育成を図ります。

## F 困りごとを抱えた人への支援の推進

プログラム



経済的な問題で生活に困窮している人、家族や地域などから孤立している人、日常生活上の判断に不安のある人、就労に困難を抱えた人など、さまざまな困りごとを抱えている人を、地域の手も活かして効果的に支援していくような取り組みを、地域福祉の視点も含めて推進します。

### F-1 生活困窮者への支援の推進

#### ●生活困窮者自立支援事業の実施

生活困窮者自立支援事業の実施により、仕事や住まい、生活費など様々な困難を抱える方の自立を支援します。相談支援、就労支援、住居確保支援など、一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな支援を実施します。

### F-2 日常生活上の判断に不安のある人への支援の推進

#### ●包括的支援体制の整備

多機関協働による地域福祉推進事業（重層的支援体制整備事業）・参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の推進

#### ●権利擁護の推進

権利擁護の推進にあたっては、虐待の早期発見と通報体制の強化、成年後見制度の利用促進など、多角的な取り組みを推進します。

### F-3 就労に困難を抱えた人への支援の推進

就労に困難を抱えた人々が、能力を活かして社会参加できるよう、企業への働きかけ、障害者の方々の職業能力開発支援などを通じて、誰もが働きやすい社会を目指します。

## 〈取り組みの柱8〉 快適な生活環境をつくります

日常生活や社会参加がしやすい快適な環境は、地域で自分らしく生活していくうえでの基盤となるものです。共生社会の実現に向けて新たに施行される障害者差別解消法の考え方もふまえ、移動やコミュニケーションなどがしにくい人なども含めて、だれもが自由に移動でき、快適に生活できるまちづくりを、地域の状況に応じて推進していきます。

### 策定プロセスでの声

- 高齢者が増えたことによる移動支援が重要となる。

### 8-1 ユニバーサルデザインの推進



#### みんなで取り組む方向

- だれもが安全で快適に移動や生活ができるように、バリアのないユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます。そのために、高齢者や障害のある人、子供連れの人や病気の人などに配慮して、住宅や道路、建築物などのバリアをなくしたり、だれにでもわかりやすい情報提供をすすめます。
- お互いに理解し、困っているときには気持ちよく支えあうよう、心のバリアフリーをすすめます。



#### 市が取り組むこと

##### 住宅のバリアフリー化の推進[49]

- 高齢者や障害のある人などが生活しやすい住宅への改修を促すための情報提供を行います。
- 住宅の改修にあたっては、事業者と連携して効果的な改修を推進します。
- 市営住宅をはじめ、公的な住宅のバリアフリー化を推進します。

##### 都市施設等の整備の推進[50]

- 道路、公園、公共施設等のバリアフリー化を、利用者のニーズをふまえ、都市整備等とも連動させながら計画的に推進します。

### 情報のバリアフリー化の推進[51]

- コミュニケーションに支障がある人が必要な情報を得ることができるよう、市が発信する情報のバリアフリー化に努めます。

### 市民の理解とマナーの向上[52]

- だれもが安全、快適に過ごせるまちづくりのために、バリアフリーの必要性の理解促進を図ります。
- 通行の障害となるものをなくすなど、ちょっとした気遣いによる心のバリアフリーを広げるよう、情報発信や福祉教育などの取り組みを推進します。

## 8-2 移動支援の充実



### みんなで取り組む方向

- 日常生活や社会参加が自由にできるように、移動手段を充実します。
- 遠くまで出かけなくても、必要な支援を届けたり、できるだけ身近なところで受けられるようにする配慮やサービスも推進していきます。



### 市が取り組むこと

#### 公共交通の充実[53]

- 日常生活や社会参加における利便性が向上するよう、交通事業者等と連携し、公共交通網の確保・維持に努めます。

#### 移動支援の充実[54]

- ガイドヘルプサービス（移動支援事業）や移送サービスなどの、移動を支援するサービスを推進します。
- 買い物支援など、外出しにくいことによる生活の困りごとを軽減するための支援について、地域のニーズをふまえて検討します。

## 8-3 住まい確保の推進



### みんなで取り組む方向

- 地域で安心して生活できる住まいが確保できるよう、地域の資源を効果的に活用しながら、住宅の確保が困難な人への支援を推進します。



### 市が取り組むこと

#### 公的住宅の充実[55]

- 住宅の確保が困難な人への支援として市営住宅等の効果的な活用を検討します。

#### 住居に関する支援の充実[56]

- 離職などにより住居を失った人、又は失うおそれがある人には、就職に向けた活動をすることを条件に支援します。

#### 高齢者及び障害者の住まいの安定的な確保[57]

- 多様な住まいの整備の誘導・促進を図るとともに、高齢者及び障害者の多様な住まいが適正に整備され、それぞれのニーズに合った住まいを確保できる環境整備を図ります。

## 〈取り組みの柱9〉安全・安心に暮らせる地域をつくります

近年、地震などの自然災害に加え、感染症の拡大など、市民の生活はより安全性を求める意識が高まっています。また、犯罪、事故などからの安全・安心は、すべての人の生活に関わる課題であり、市民の関心も高まっています。災害や犯罪、事故などに対して弱い立場に置かれがちな人たちにも配慮した取り組みを、地域ぐるみですすめていくことで、だれもが安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

### 策定プロセスでの声

- 地域で顔の見える関係性を構築することが大事である。

### 9-1 災害時に備えた支援体制の充実



#### みんなで取り組む方向

- 災害に対する一人ひとりの意識を高めながら、平時からの備えを地域ぐるみですすめます。
- 災害時に支援が必要な人を支える体制をつくとともに、いざというときにき対応できるように、日常からのつながりづくりや支えあいを推進します。



#### 市が取り組むこと

##### 防災の意識づくりと備えの推進[58]

- 災害時は自助、共助が重要だということへの理解を広げ、家庭や地域での日頃からの備えをすすめるよう、関係機関・団体等と連携して取り組みます。

##### 避難行動要支援者への支援の充実[59]

- 災害時に地域の共助による支援が必要な人の把握のため「避難行動要支援者名簿」等を活用して推進するとともに、災害時に支援する体制をつくるよう、関係機関・団体等と連携して推進します。

## 9-2 防犯と事故防止の推進



### みんなで取り組む方向

○犯罪や交通事故などを防ぐための理解や意識を高め、地域ぐるみで取り組んで、安全で安心なまちづくりをすすめます。



### 市が取り組むこと

#### 犯罪を防ぐまちづくりの推進[60]

- 警察等の関係機関・団体等と連携し、犯罪の標的にされやすい子供や高齢者をはじめ、市民への防犯知識の普及・啓発活動を推進します。
- 子ども見守り隊や関係団体と連携し、通学時の見守り活動や地域でのさまざまな防犯活動に取り組むとともに、防犯に関する情報をきめ細かく発信し、自主防犯活動を推進します。
- 防犯灯の設置・維持への補助などを通じて、犯罪防止のための設備の整備を推進し、犯罪が起こりにくい環境づくりに努めます。

#### 交通事故の防止の推進[61]

- 交通安全に対する理解を深めるため、交通安全意識の一層の普及啓発を推進します。
- 子供や高齢者に対する交通安全教育を推進するとともに、交通安全に関する民間団体等の主体的な活動を支援します。

## 〈取り組みの柱 10〉 権利をまもり、暮らしを高めます

支援や介護などが必要な人も地域で自分らしく生活できるように、だれもが共生できるまちづくりを一層すすめていくことが求められています。虐待や権利侵害など、弱い立場に置かれがちな人の権利をまもるよう、地域の力をあわせて取り組みます。また、自立した生活の基盤として必要となる仕事や住まいが確保できるよう、取り組みます。

### 策定プロセスでの声

- 誰かが気にかけてくれていると思うだけでやすらぐ。

### 10-1 権利擁護の推進



#### みんなで取り組む方向

- 子供、障害のある人、高齢者、女性など、弱い立場に置かれがちな人への虐待や暴力などを予防するとともに、自分らしい生活をおくるための権利を守り、広げていくよう、地域の力をあわせて見守ります。
- 障害のある人などに対する社会的な障壁をなくし、だれもが共生できるまちづくりを推進します。



#### 市が取り組むこと

##### 虐待等の防止と早期発見の推進[62]

- 虐待を発見したときはすぐに相談や通報などを促すため、虐待等の問題への理解を深める啓発を充実します。
- 家庭で介護や支援などを行っている養護者に対する相談や支援の充実を図ります。
- 事業者等への研修を推進し、虐待を予防します。

##### 虐待等の解決への支援の充実[63]

- 子供、障害のある人、高齢者の虐待や配偶者等からの暴力などの事案に対して、関係機関等と連携して適切な対応を行います。
- 虐待に関する問題の解決や継続的な支援などの取り組みを充実します。

### 成年後見制度利用促進[64]

- 認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で生活をおくるため、成年後見制度を円滑に利用できるように支援します。
- 弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職や家庭裁判所等の関係機関と連携し、地域連携ネットワークを整備することで、成年後見制度の利用促進に係る諸課題の検討を進め、権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。

### 社会的障壁の除去に向けた取り組みの推進[65]

- 障害者差別解消法が施行されたことをふまえ、市の各部署において社会的障壁を除去するよう、取り組みます。
- 民間事業者等における取り組みを促進するよう、啓発や情報提供を推進します。

## 10-2 社会的な孤立による困りごとの対策（生活困窮）



### みんなで取り組む方向

- 無縁社会とも言われるなかで、孤立による日常生活の困りごとやさまざまな社会問題の発生を予防するよう、地域福祉のさまざまな取り組みを通じて、だれもが、さまざまなかたちで地域や社会とつながるように、意識して取り組みます。



### 市が取り組むこと

#### 寄り添う支援の推進[66]

- 生活困窮者自立支援や生きる支援としての自殺対策などの取り組みを通じて、複雑な課題などを抱えて困っている人や、社会から孤立している人への相談支援の充実を図ります。
- 相談者は、失業や疾病、高齢、障害、多重債務、ひきこもり、犯罪による被害、矯正施設退所後の社会復帰などの課題を複合的に抱えている場合があるので、支援の実施にあたっては、福祉分野だけでなく、地域の関係機関や民間団体、事業者など多様な機関との連携を強化し、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
- さまざまな複合課題への対応として、世帯の抱える課題ごとに各窓口への案内を行っている生活困窮者自立相談支援窓口などが中心となり、既存の各分野の相談支援機関等との連携を図り、複合課題を抱える世帯への支援方を検討するための横断的な支援調整の場を設けます。

## 10-3 就労への支援の推進



### みんなで取り組む方向

- 仕事を通じて経済的、社会的な面での自立を高めていくよう、働く意欲をもつ人の就労を支援する取り組みとして、多様な働く場の拡大や、就労のための支援を充実します。
- 社会的な課題の解決にビジネスの手法を活かして取り組むソーシャルビジネス・コミュニティビジネスを、理解や支援を広げながら推進します。



### 市が取り組むこと

#### 就労支援の充実[67]

- 高齢者、障害のある人をはじめ、就労に向けた支援が必要な人の相談や支援を、「生活困窮者自立支援」の取り組みなどとも関連づけて充実します。
- 就労に向けた支援が必要な人の雇用の場を広げるため、事業者などへの啓発や連携による支援などを推進します。
- 障害のある人の社会参加を促すため、一般就労を望む方は障害者就労支援センターを中心に、福祉施設、教育機関、ハローワークや地域の企業と連携し、一般就労への移行を進めます。
- 一般就労が困難な方は福祉的就労につながるよう、支援に努めます。

#### ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの推進[68]

- 地域の課題をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネス・コミュニティビジネスを推進するよう、講座や立ち上げ支援などの取り組みを検討します。

## 10-4 再犯防止対策の充実（再犯防止計画）



### みんなで取り組む方向

- 刑事手続きに関わりを持った人が矯正施設退所後、安定した仕事や住居を確保できるよう、関係機関と協力して、支援を行います。
- 地域社会から孤立させないことで、再犯の防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。



### 市が取り組むこと

#### 更生保護ボランティアの確保と活動支援[69]

- 市のホームページや広報紙において、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等のボランティア活動を紹介し、更生保護活動について市民に啓発を行います。
- 保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営等を支援します。

#### 広報・啓発活動の推進[70]

- 保護観察所や保護司会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する啓発を推進します。

#### 就労に向けた相談・支援等の充実[71]

- 人権同和施策課を窓口として、関係機関と連携して就労に向けた支援を行います。

#### 住居等の確保[72]

- 保護観察対象者等の一時的な居場所となる更生保護施設が健全に運営されるよう支援します。

#### 児童生徒の立ち直りの支援[72]

- 学校に在籍している保護観察対象者について、保護観察所、保護司等の更生保護関係者と、学校関係者が連携して立ち直りを支援します。



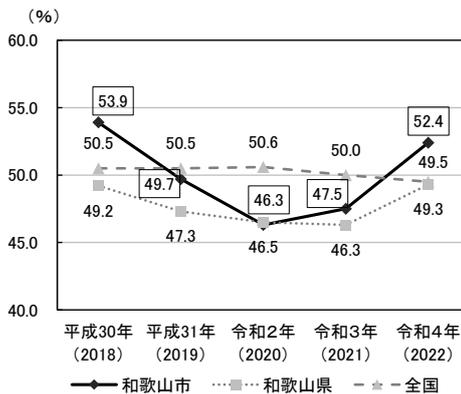
# 再犯防止計画について

## 計画の目的

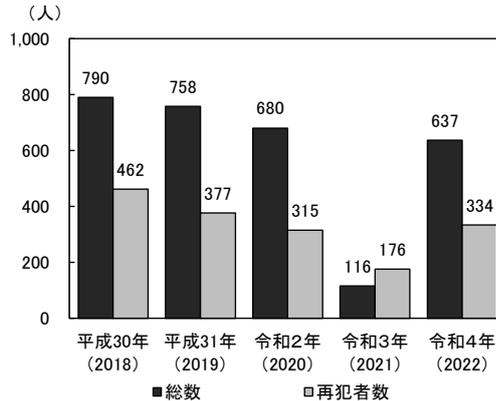
全国的に刑法犯の検挙者数は減少傾向にありますが、検挙者に占める再犯者数の割合はほぼ横ばい状態になっています。

和歌山市においては全国的な傾向と同様に検挙者数は減少傾向にありますが、検挙者に占める再犯者数の割合は増加傾向にあります。また、検挙者数に占める高齢者及び無職者の割合については、全国よりも高い傾向にあります。再び犯罪に手を染めることがないように関係機関が協力連携して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

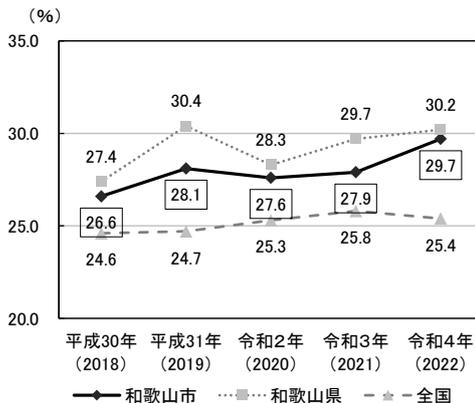
### ■再犯者率の状況



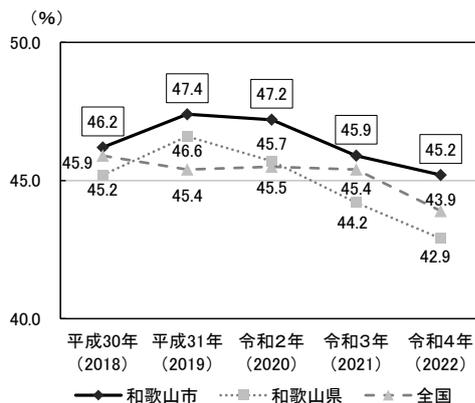
### ■再犯者数の状況 (和歌山市)



### ■再犯者における高齢者の割合



### ■再犯者における無職者の割合



各グラフは法務省提供データを基に和歌山市作成

## 更生支援に関わる関係機関団体

### ●保護観察所●

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関で、保護観察中に再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情伝達なども行っています。

### ●少年鑑別所●

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

### ●保護司●

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、帰住環境の調整や、犯罪予防活動を行っています。

### ●更生保護サポートセンター●

保護司・保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。

### ●更生保護女性会●

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

### ●協力雇用主●

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。

### ●BBS会●

BBS（Big Brothers and Sisters Movementの略）は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

# 資料

## 1. 計画策定の経過

年	月 日	内 容
令和5年	○月●●日	
令和6年		

## 2. 和歌山市地域福祉計画推進協議会条例

(設置)

第1条 本市に、和歌山市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定する和歌山市地域福祉計画（次号及び第3号において「計画」という。）の周知及び達成に必要な措置について市長に意見を述べること。

(2) 計画の案について市長に意見を述べること。

(3) その他計画の達成に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 福祉に関する学識経験を有する者

(2) 保健及び医療の関係者

(3) 福祉の関係者

(4) 市民

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉局社会福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### 3. 和歌山市地域福祉計画推進協議会委員名簿

No.	氏名 (五十音順)	推薦団体・役職名等
1	伊澤 真佐子	和歌山市小学校長会（和歌山市立名草小学校長）
2	岩橋 正悟	和歌山市障害児者父母の会会長
3	金川 めぐみ	和歌山大学経済学部教授
4	坂本 智	和歌山市ボランティア連絡協議会会長
5	鈴木 玲	和歌山県中央児童相談所所長
6	藺 諸栄	公募委員
7	瀧口 幹二	和歌山市老人クラブ連合会会長
8	中野 和夫	和歌山市人権委員会副会長
9	中谷 幸子	和歌山市老人福祉施設協議会会長
10	西村 重光	和歌山市民生委員・児童委員協議会会長
11	野村 康晴	和歌山市医師会会長
12	畠中 常男	和歌山市身体障害者連盟会長
13	前島 五十昭	和歌山市自治会連絡協議会副会長
14	宮本 佳子	和歌山市社会福祉協議会副会長
15	宗 眞紀子	和歌山市婦人団体連絡協議会会長
16	山本 昌代	部落解放同盟和歌山市ブロック連絡協議会芦原支部副支部長

#### 4. 和歌山市地域福祉計画推進委員会委員名簿

No.	委員	備考

第5次和歌山市地域福祉計画

# 「わかやま・元気ふくし計画」

令和7年3月

編集・発行：和歌山市福祉局 社会福祉部 高齢者・地域福祉課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

TEL：073-435-1063／FAX：073-435-1268

Mail：koureisha@city.wakayama.lg.jp

SP コード